

刑政

刑務協會發行

第參號 第參拾七卷

日 本 法 政 新 誌

第三卷 第十二號

—(號 五 十 二 百 二 第)—

卷頭 嗚呼故總長松岡男爵

論 說

勞働保護の性質及内容………

トラストと我國の立法策………

勞働價值説に於ける社會價值………

ギールケに於ける有機體の概念………

中世教會史要領………

ジヤン・ボーダンの政治思想………

クルゼン「神と國家論」の梗概………

漫 錄

自然制服の一夜作りの聖者………

雜 纂 日本大學記事、會員消息、會費領收報告………

附 錄

前日本大學總長松岡男爵追悼記………

松岡君を悼む………

故男爵の功績………

故總長を憶ふ………

中 岩 本 丸 四
松 下 芳 夫
船 田 享 二
佐 々 木 英 夫
松 下 齊 光
飯 塚 敏 夫
吐 雲 山 人

樞密顧問官子爵 金子堅太郎
總長法學博士 平沼騏一郎
學長法學博士 山岡萬之助

發賣所東京神田

今川小路 清水書店 一ツ橋通 有斐閣 其他有
西小川町 光榮館 中城樂町 岩松堂 名書店

東 京 神 田 日 本 大 學 行 發 會 學 政 法 本 日

(厘五錢一金稅郵錢十五金冊一價定)



第 三 卷 第 七 拾 參 號

融 合 の 爲 に 此 の 自 由 を 與 へ よ

オーストラリアの夏の夕べ、若き流刑者と自由殖民者の乙女とが囁いた戀物語りはやがて彼の地の繁榮を生んだ。受刑者に「ふしだらな自由」だとのゝしる勿れ。それも、クロフトンの半自由主張の根據とならざるを得なかつたではないか。囁いた戀物語りは行刑上東門である、されど受刑者と自由人との融合が彼の地の繁榮の基となり、やがては釋放者の歸するところある望みを持たしめた利益は少くないではないか。

然り釋放後を期待するならば、彼等に自由人と接渉する爲めの半自由を與へよ。

「自由に出すに自由を與へよ」とは囚人自治制の基本である。此れと彼れとの窮局の目的は同じである。一は自由を外に善用し他は自由を内に善用せしめんとするにある。

見よ、自由を加味せざりし自由刑の執行はその歴史が釋放者の保護に暗い蔭をなげたではないか。

社會の環境の支配を恐るる刑政家よ。受刑者に此の自由を與へて環境の支配に備へようではないか。

刑 政 第參拾七卷 第參號目次

◆融合の爲めに此の自由を與へよ……………卷 頭 言(一)

◆懲罰の研究……………檢事兼司法書記官 正木 亮(四)

◆刑事上に應用されたる心理學的
研究の方面と最近……………文學士 石井俊瑞(六)

◆正木亮君の行刑衛生私論を讀む……………司法省衛生官 芥 川 信(三)

◆醫學と行刑……………保健技手 酒井代三男(五)

◆信用されたる懲役人……………A・M 生(元)

◆私刑漸減……………K・N 生(元)

◆公衆衛生……………醫學士 古瀬安俊(四)

話の種……………(四)

科學知識……………(四)

東西南北……………(五)

叙 任……………(七)

訓令通牒……………(八)

會 報……………(八)

 □第十五回刑務官練習所卒業式……………(八)

 □平沼前總裁樞密顧問官親任……………(八)

 □山岡刑事局長に顧問囑託……………(八)

 □理事更迭……………(八)

 □基金應募者御芳名……………(八)

 □退職職員表彰慰藉……………(八)

 □教化用活動寫眞施行の刑務支所範圍擴張……………(八)

 □名譽會員和田豊治氏逝去……………(八)

 □共濟金給與に關する件……………(八)

 □囑託員を増置す……………(八)

懲罰の研究(二)

正木亮

一 緒 言

刑務所の秩序を維持するのに、最も重要な使命を帯びて居るものは懲罰である。吾々の社會の秩序が刑事法の正當なる適用によつて維持されるのと、その義は同じである。吾々は刑務所は一つの小天地であると信ずる。かるが故に刑務所内には社會の小規模なる組織が必要である。宗教、教育、司法、醫術、農、工、商、それ等の總てが社會組織と同じでなければならぬ、而して、今日の刑務所に於て教誨教育、戒護、作業、醫務等は勿論社會の右組織と毫も異なるところがない。されば、刑務所内の之等の組織は宜敷、社會制度や社會思潮と關聯するところあらねばならぬ。蓋し、刑罰拘禁の終局の目的は受刑者を釋放後に於て善良なる社會の一員たらしむるにあるのであるから、社會組織と刑務所内の組織との關聯は必要缺くべからざるものと謂はねばならぬ。極端なる例を取れば「自由に出すには自由を與へよ」といふ格言を信用して作られた夫のオスボーンの囚人自治制 *Self-government system* の理論も茲に始まつて居ると謂ふことが出来る。

此の理論を基礎として、吾輩は刑務所の懲罰に就て研究して見たいと思ふ。

懲罰は刑務所に於ける一の刑事司法制度である。社會の刑事司法制度が公平を缺き、苛酷に亘るとき、司法官廳が冤府となるのと同じく、刑務所の懲罰が不公平苛酷であるならば行刑官廳は囚人の冤府となるのであつて、その結果は社會にあつては暴動より、引いてはフランス革命の原因までも作つた様に、刑務所にあつては行刑混惑の素因となる虞れがある。故に、懲罰の研究は行刑の一研究題材として決して忽緒に付すべきものでないと思ふ。クリーグスマンが時代の精神が頹迷であれば、それだけ懲罰は慘酷であり、冷酷である。人道主義又は感動性 *Sentimentalität* の衝動が強行はれれば、それだけ懲罰組織の苛酷は寛和されるものだと謂つて居る。されど、之れだけでは彼自身の謂ふが如く最も外面の限界を意味する受刑者の反抗の如きは無條件に之を防がねばならぬが、此の無條件の防禦は往々にして惨忍、苛酷の導火線となるものである。之を恐れてか、彼亦無條件なる語に註釋して曰く「時代の道德的且法的觀念に従つて正し得らるる總ての強制手段の適用なり」と。

果して、然らば懲罰の根本觀念も亦刑罰の根本觀念と毫末の差異があるべきでないと思ふ。

此の意味よりして、吾が輩の懲罰の根本觀念は刑罰のそれと同じく、懲罰は豫防と補修 *Pravention und Reparatur* の爲めに發動するものであつて威嚇 *Abschreckung* や應報の固き根底の上に立つものではないと信ずる。

刑務に従事するものの中に懲罰を以つて受刑者に対する唯一の武器と心得るものがないでもない。それは懲罰に對する觀念のはき違ひである。吾が輩は上述の觀念に基いて茲に懲罰研究をしようと思ふ。幾分たりとも刑務官吏の參考とならば幸である。

(1) Kriegermann, Gefängniskunde S. 169.

二 目的

- (6) -

懲罰はその目的を二つの方面から観察することが出来る。その一つは行刑上の紀律違反に對するものであつて、その二は、受刑者の心情に對するものである。換言すれば、前者は形式的目的であつて、後者は内面的目的である。従つて二者互に關聯し、多くの場合、合して一つとなることが多いが、時に又その一つのみを目的とする場合がある。例へば改悛の情と行狀との關係の如きである。我が刑法第二十八條に假出獄を許すべき者に對し改悛の情を要求して居るが、刑務官は此の改悛の情を判定するに主として行狀の如何に重きを置くの風がある。されど、吾が輩は如き斯判定が往々にして誤りなきを保し難い場合あるを信ずる。吾が輩が或る刑務所に於て、知己になつた一受刑者に正に之を證するに足る者があつた。彼は受刑後隠れたる餘罪に就て問々たるの情があつた、而して彼が服刑後その精神上に一大革新を來した時電光の如く浮び來つたものは將に時効に罹らんとする先の犯罪の被害者に對する悔恨の情であつた。彼は思、茲に至つたとき深く彼等被害者のためにと契つた。されど、反面には彼の世間々の情を囚へ呉れざる刑務官を侮蔑するの心が起つて、爾來その眞情は將來の再起を期し、その行動は毎に官吏に對する反抗であつた。此の時の彼の狀態は正に行狀不良改悛の情顯著なるものと判定せざるを得ない。如斯き場合に刑務官の中に行狀と心情の矛盾の起つて居ると敢て斷言し得るものが果して幾人あるであらうか。

此の二つのものが右の如く相矛盾する場合に、吾が輩は之を懲罰に付することは無意味なることであると思ふ。何となれば、彼は既に改悛の情に於て刑の目的を達して居るのであるから、その行狀の矯正の如きは拘禁方法又はその他の處遇を以てすれば足るのである。

故に、懲罰の目的なるものは主として行狀と心情とが共に不良である場合に之を矯正するにあるのであつて、換言すれば刑務所の紀律維持と受刑者の改善とを同時に必要とする場合にのみその發動が起らねばならぬ。(一)

此の意味に於て、吾が輩は懲罰なるもの、目的を刑務所の紀律維持の點のみに極限せんとする學者の意見に反對するものである。

二 小川博士監獄學四六六、四六七頁「懲罰は監獄の紀律に服従するを欲せざる囚人に對し強制して服従するに至らしむるを以て目的とす、故に懲罰は其性質として自由刑に普通なる制限の限度を超過したるものならずんばあるべからず」即ち極限說である。されど同博士監獄法講義五六〇頁中に「其内、自らまた道義的教養保護の活動を全ふせしめんとする注意の存するものあるを知るべきなり」即ち道義的教養を附隨目的として居られる。吾が輩が内面的目的を主張せるのを隔りがある。

Krohne, Lehrbuch der Gefängnislehre S. 353は小河博士と全く同說である。

從來、行はれて居る懲罰の目的は、刑務所の紀律違反を主たる目的とするが故に一般豫防 General-Präventionの根底の上に立つて居つた。従つてその方法もなるべく受刑者の全體に知れ互るものが選ばれて居つた。而して、その最も代表的なるものと認むべきは夫の答詞「Frigiditate」がある。吾が輩はドストエフスキーがその目撃したるロシアの答詞を記述したことを思ひ出す。(三)百年前のロシアの答詞は極端なる一般豫防の上に立つて居つた。獄内で直をのんだ者、酒の密輸入を計つたことを発見された者等は庭に牽き出されて多くの看守達の持てる苔の林の中をくゞらなければならなかつた。此の怖ろしき罰はやがて一般受刑者を威嚇するものだと思はれたのであつた。現今に於てはイギリス刑務所の違犯者が棒笞や九條鞭で威嚇される實例がある。吾が輩は先輩刑務官から明治時代の我が監獄内で此の威嚇の怖ろしき實例とその威嚇を受けた受刑者の反抗心に付て聞かされて居る。試みに如斯き慘忍なる懲罰時代と現代とを比較して見よ。受刑者は之が廢止せられたる現代の方が反つて平和なるを見るではないか。而もそ

- (7) -

は懲罰の一般豫防目的より特別豫防 Special Prevention 目的に遷り來つた結果に他ならない。

三、ドストエフスキー「死の家の記録」参照、之れはドストエフスキーがシベリアに流刑に處せられた時代の彼の體驗の思出でな編つたもので創作の中から我等の參考を見出すことが出来る。

四、English Prison to-day pp. 391.

總て刑の目的と謂ひ懲罰の目的と謂ひ何れも表面的に止まつてはならない深くその根底を窮めて、之が實質を窮むることにあらねばならぬ。而して一般豫防なるものは仍ち表面的目的であつて、特別豫防は實質的目的である。實質的目的は同時に形式的効果を伴ふに至ると雖も、表面的目的が實質的效果に及ぶ場合は困難なる場合が多い。此の意味に於て吾が輩は懲罰の目的も亦刑の夫れと同じく特別豫防にあらねばならぬことを深く信じて疑はないのである。此の趣旨よりすれば、懲罰にも亦、裁判及び檢事の事務と同じく、執行猶豫、起訴猶豫又は微罪不起訴の處分に類するものがなければならぬ。此の點より、我が監獄法第六十條の規定が懲罰の列舉主義を採用して科罰の運用を固定せしめたるは立法上失敗なりと謂はねばならぬ。

要するに、懲罰の目的は消極論者も認むるが如く受刑者の道德的教養保護は何れの方面より見ても、之を度外視することは出来ないものであるから刑務官が之を科するに當りては殊に種々なる事情を考慮しなければならぬ。

例へば、不器用な受刑者がその課せられたる作業の課程の半分を爲し遂げ得ざる場合に、刑務官が、之を受刑者の怠業なりとして作業賞與金の削減を命じたる場合を考へよ。受刑者はその結果として、何を生むであらうか。彼は自己の生存能力を蔑視し、その結果、自暴自棄に陥り、犯罪を繰り返すこととなるの虞れがある。又同じ作業賞與金の削減をなす場合に於ても例へばその殆ど全額を剝奪したる場合を考へよ。受刑者は釋放後に於ける更生の資を剝奪せられその途に迷ふに至るであらう。如斯は懲罰を以て、反つて刑の目的を破壞するの結果となる。

故に、懲罰の目的は何處までも刑罰のそれと相一致しなければならぬ。

三二 累進制度には如何なる懲罰を要するか

累進制度とは自由刑の弾力性を利用し、受刑者を向上改善せしむる爲めの自由刑執行方法である。その自由刑の強力性仍ち受刑者の心の反撥性を應用して執行方法の本質となす點に於て從來の執行方法と異なる。

此の制度に於て懲罰方法は之を如何に取扱へばよいかは問題である。今此の問題を解決する爲めに累進制度を採用せる諸國の懲罰に付て調べて見よう。

(一) イギリス

イギリスは、累進制度の本場であるが、その制度に於て懲罰を如何に科するかと謂ふに、普通、我が國に今日行はるる懲罰組織に加ふるに階級の特典を剝奪することを以てして居る。之を詳しく述べて見れば、その懲罰組織は

- (イ) 輕微なる違犯行爲は刑務所長が自ら審理し且罰する事が出来る。而してその權限に屬する者は次の通りである、
 - a、三日以内の單純輕屏禁
 - b、上級より下級に降下さすか、又は重懲役に於ては三月以内、輕懲役に於ては十四日以内上級に至ることを出来なくすること。
 - c、重懲役に於ては十四日以内、輕懲役に於ては七日以内減刑する資格を沒收すること。

d、怠業又は就役を拒むものに對し特に三日以内布圍をやらぬ。

e、三日以内の第一懲罰級及び十四日以内の第二懲罰級に入れること。

此の第二懲罰級は我が減食罰に當るもので三日間の間隔を置いて三日以内水とパンのみを與へるものである。

-(10)-

所長がその権限を以て懲罰を科し得るのは以上の場合に限られて居るが、その輕微なる違犯行爲とは如何なるものを謂ふのであるか吾が輩は之をボルスタル感化院 *Borstal Institution* にその例を取つて見よう。

ボルスタルは院内訓練上左の違犯行爲を罰することとして居る。

- (a) 命令若くは紀律違犯
- (b) 官吏に對する反抗
- (c) 作業怠慢又は不注意
- (d) 禮拜祈禱の際に不敬虔
- (e) 暴言威嚇
- (f) 言語、行爲又は身振の無禮
- (g) 他の收容者を毆打し又は他の收容者を立腹せしむること
- (h) 放歌、口笛、叫聲を以て妨害をすること
- (i) 毀損
- (j) 室、寢所、寢舎、ポケット又は衣服の中に許されていない物品を包蔵すること、作業場又は農園で發見したる物品は之を拾つてはいけない。
- (k) 許可なくして他の收容者と物品を授受すること。
- (l) その他動作不良

以上の原因があれば院長は自ら上述の懲罰を科することが出来るのであるが、在所者が反覆して右違犯行爲を爲すときは院長自ら懲罰に科することは出来ぬ。此の場合には少くも一人の巡關委員 *Visiting Magistrate* の命令がな

くてはならぬ。

(ロ) 重大なる違犯行爲と右述べた懲罰の累犯の場合は重懲役者に對しては中央官廳の一員、輕懲役者に對しては巡關委員の一員に訊問科罰の権限がある。而して此の場合には證據調までもすることが出来るのである。此の権限に基づく懲罰は左の通りである。

- a 十四日以内の輕屏禁
- b 十五日以内の第一懲罰級及び四十二日以内の第二懲罰級に入れることが出来る。
- c 重懲役では階級の特權を剝奪するか又は假出獄の特權を剝奪し、輕懲役では下級に降下せしむるか又は二十八日以内に於て上級に進級する資格を奪ひ又は十四日以内の期間にて刑の免除資格を奪ふ。
- d 重懲役では六ヶ月以内獨居拘禁に付すること
- e 重懲役又は輕懲役に處せられたる男受刑者に限り陰謀又は陰謀の煽動又は官吏に對し重大なる身體上の暴行を爲したる者には答(棒答又は九條鞭)三十六度を科する。

此の懲罰は少くも三人の委員の會議の結果之を科するので、訟證調を要するのである。此の懲罰は一八九八年の監獄令で女には科せないことになつた。實際の取扱に付て或釋放者の語るところによれば證據調などは殆ど不公平で委員は刑務官吏の主張を信じ答は證據調前から準備されて居るとのことである。

以上の懲罰に科する重大違反とは(e)に述べた原因を基礎とする。

- (a) 陰謀又は暴動の煽動
 - (b) 官吏に對する重大なる身體上の暴行
- はその主たるものである。

-(11)-

以上のイギリスの中答罰に付ては注意を要する點がある、即ち十八歳未満の者は十八以上打つてはならないことで十八歳以上のものは三十六打ち丈許されることである。然し答罰に付ては種々議論の存するところであつて、中には歐米諸國には學校の先生が慈悲の答を許されることを理由として答罰の復活を主張するものがある。されど、果して悪心なしに答罰を行ひ得る者があると斷言する者があるであらうか。吾が輩は此の點に於てイギリスの今日に至るも猶答罰を存置して居ることを物足りなく考ふるものである。

前述の懲罰の中答罰、輕屏禁、獨居拘禁、減食は醫師がその罰に堪え得ることを保證するに非ざれば之を行ふことは出来ない。此の點は我が限行制度と立て前が同じである。

之を要するにイギリスの懲罰は受刑者の改善よりも紀律維持の爲めに惡 *evil* を科する觀念が強いことにその弊を見出すことが出来る。累進制度の本場であり乍ら累進制度に伴ふ懲罰をその第二位に置いて累進制度の趣旨即ち受刑者の反撥性と無關係なる多くの懲罰を累進制度に適用することは右制度の應用が不徹底なるの謗りを被る一理由とならねばならぬ。

★ English prison to-day : Bries, English prison system; Goldsmith, Strafen und Leantahe Wassergeln unter Bernstelehtigung der den Inhalt der Strafe bestimman ten Grundsätze des Strafvollzugs ; Aechroth, Strafsystem und Gefängniswesen in England.

(11) フランス

フランスは一般的に累進制度を採用することなく、只流刑 *Trans portation* にのみ之を採用して居る。従つて懲罰は流刑者に對し一般懲罰を適用せしめて居ると見てよろしい。一般懲罰とはどんなものか。

(a) 叱責

(b) 優遇の剝奪

此の優遇剝奪とは副菜、三日以内の散歩、一週間以内の讀書、二週間以内の通信、一ヶ月以内の面接資格を剝奪することを謂ふのである。

(c) 三日以内水とパン以外の糧食を剝奪

(d) 作業付又は作業を爲さしめざる屏禁 *cellul cachot*

此の屏禁は短期刑には十五日以内科することが出来る。長期刑にはもつと長く科することが出来る。中央刑務所 *main carcerales* では近頃懲罰房 *cellule disciplin* を使用して居る。此れは受罰者が朝から晩まで作業なしに又讀書や戯戯も出来ないで絶対に沈黙を守り石原のまありを廻つたり此の上に座はるのである。食事は房に入れられたに給與される。

累進制度上の懲罰は第二位の優遇剝奪が之に當る。フランスの懲罰も亦イギリスの夫れと同じく惡を科するの觀念が強いことを缺點とする。

(三) イタリヤ

イタリヤは累進制度を採用し而もその懲罰までが比較的にその制度に相應する様に出來て居る。然らばその懲罰は如何なる方法に出來て居るか。

(a) 行狀不良の者は階級が降下する。階級はその上下に従つて處遇に厚薄があるから降下させられると受罰者は不利益を受ける。

(b) 最下級の者と、執拗なる兇惡不良なるものは階級外の處遇に付する。

(c) 前號の爲めに懲罰役 *of the Force* なるものがある。此れに入れられた者は一番重い罰として一日以上十日間水とパン丈けを與へられ、獨房に拘禁される。

此の懲罰級には更に三つの階級がある。

1. 處罰級 *di punizione* 新入者の級である。

2. 考査級 *di prova* 元の階級に復歸してよいか否かを試験する級である。

3. 上進可能級 *di rieducazione* 考査を経て上進の見込が付いた者の屬する級である。

右の中前二級に屬する者は獨居に拘禁される。而して此等懲罰級に屬するものは作業賞與金が貰へないし、副菜も貰へない、又面接通信が許されない。

右の懲罰級は我が國に於て行はる、兇惡不良監に相當し、之が組織的に作られて居るものと見てよろし。

七 大正十年十二月監甲第一〇九六號監獄局長通牒參照

吾が輩はイタリヤは累進制度と懲罰との關係をうまき、配合して居るものだと思ふ。殊に階級の降下を懲罰に仕組んで居る點は累進制度が自由刑の弾力性に基く本旨と合致して妙味があるものだと思ふ。一級下つたことに執行の威力を感じ向上心を誘發されることが即ち懲罰の面白い力でなければならぬ。懲罰級の内容に付ては未だ充分なる研究の餘地があるが組織に至つては學ぶところが多いと思ふのである。

(四) 獨逸新草案(一九二三年三月五日公表)

獨逸の新草案は累進制度を採用して居る。従つてその懲罰も亦研究の對象となる。その懲罰と定むるところは次の通りである。

(a) 叱責

(b) 所内規定 *Hausordnung* に定めたる優遇の制限又は剝奪

(c) 四週間以内の期間で房内採光の制限又は剝奪

(d) 來訪、書信の發受、看讀書藉の使用及賞與金又は領置金にて副菜物を購入する許可の四週間以内の制限又は剝奪

(e) 四週間以内の期間を以て賞與金又は領置金に關する權限の制限又は剝奪

(f) 一週間以内の所外居住許可の制限又は剝奪

(g) 一週間以内の寢臺の剝奪

(h) 一週間以内の糧食制限

(i) 四週間以内の屏禁

右の中(b)乃至(h)は屏禁と併科することが出来ない。その他は併科することが出来る。糧食の制限とは朝食、晝食、又は晚餐の中暖い食物をやらないか又は水とパンのみをやるのであるが、之等の制限は隔日に一回之行ふのみである。屏禁を加重する必要があるときは、一作業の剝奪、二寢臺の剝奪、三減食、四運動停止を以て加重することが出来る。二乃至四の加重は三日目毎に一日之を停止することになつて居る。三と四の加重は二週間以上に延長することが出来ない。

懲罰は拘禁者を訊問したる上で刑務所長又は監督官廳が之を科するのであつて、原則上即時執行である。只長期行狀善良であつた者には免除にすることが出来るといふ條件を付して執行を延期して居る。

此の懲罰は一九〇二年のプロシヤ内務省監獄則に掲ぐる懲罰に比較すると可成り進歩して居る様である。例へば
1. 四週間以内の施械罰をなくしたこと。

ロ、屏禁が二週間短かくなつたこと。

ハ、三十度以下の答罰を全廢したること。

である。然し此の改正は不徹底な改正である。若しも、刑務官が懲罰権の運用をうまくやり通さなかつたならば、折角累進制度を採用した趣旨と矛盾する傾向を生じないであらうか。また、その列擧する懲罰の種類があまりに從來各國に行はるゝ懲罰に囚はれてゐはしないだろうか。吾が輩は獨逸の立法者達が短期自由刑者に對する懲罰と長期刑者に對する累進制度の懲罰とを一緒にしなければならぬといふ形式的觀念に囚はれ過ぎて居たことを批難するのである。總て如斯大改正はその組織から變更して行かねばならないのに僅々二三の内容の修正に止めたことは明かに失敗だと思ふ。

此の點より吾が等は獨逸の改正案がイタリヤの現行制度に劣つて居ることを固く信じて疑はないのである。

(五) ウンガルン、クロアチヤ、ボスニア、オーストリア

此等の國はアイルランド式の累進制度の旺盛を極めて居る國々である。その懲罰方法は

- (a) 穩かな叱責又は他の受刑者の面前の叱責
- (b) 不快なるか、困難なるか又は賞與金の少い作業を課すること
- (c) 優遇の一時的剝奪(副菜、面接、書籍、散步、外役)
- (d) 減食
- (e) 堅い寢臺を與へること
- (f) 獨居拘禁
- (g) 暗室拘禁

(b) 施 械

(i) 階級又は分界の變更

である。

その中クロアチヤ、ボスニヤ、ウンガルンでは中間刑務所のものに前述の懲罰を科せず只輕微な違反者には所長が忠告をなしその他の違反者は級を降下することにして居る。

大體に於てその懲罰方法は他國のものとかわりがない。只中間刑務所に只累進制度特有なる降級を以て懲罰方法として居ることは明かに懲罰問題に付て進歩の一曙光を覗ふことが出来て面白いことと思ふ。

(六) デンマーク

デンマークも亦累進制度を確立して居る國である。恰度イタリヤと同じ様にその懲罰方法も階級の上下と優遇とを以つて主たるものとして居る點にその勝れることを認むることが出来る。之を略述すれば次の通りになる。

- (a) 違反行為あるときは原則として獨居拘禁
- (b) 點數制を採用せる結果點數を與へず且賞與金も與へない。
- (c) 進級の遲滞及び降級

以上は累進制度國中數ヶ國を實例に取つたものであるが、その大體を見ると累進制度が主として長期刑に對して行はれる結果、短期刑の懲罰と累進制度上の懲罰を共通に適用することに着眼する結果、累進制度の本旨をさまたげる様な懲罰組織が行はれて居るものと見ることが出来る。

吾が輩は短期刑の執行方法と長期刑の執行方法が全然別個の立場から組織されるならば強いて二者に共通する懲罰方法を組織することは、引いては執行自體の目的を害するものだと考へる。故に累進制度の採用に伴ふ結果その懲罰

方法も亦受刑者の反撥性と密着する様なものとしなければならぬと思ふ。此の罪罰論の目的は、結果としての懲罰の具體的に謂へば上述したるクロアチア、ボスニヤ、ウンガルン等の諸國で中間刑務所に適用する趣旨をもつと擴げ、イタリヤやデンマークの如き趣旨に組織しなければならぬと思ふ。

かくすることが、即ち懲罰の目的にかなない同時に累進制度の本旨に合致することは毫も疑の起らざるところである。

刑事上に應用されたる心理

學的の方面と最近 (上)

石井 俊 瑞

初めに、最近心理學の研究は、如何なる傾向をもつて居るか、即ち如何なる研究の態度が一般に行はれて居るか、概略述べておかう。

數十年前までは心理學なるものは、哲學的形而上學的に研究され、思索されて居つたのであるが、漸次科學の進歩すると共にその影響を受けて、一箇の特殊なる科學として組織的に研究されるに至つたのである。然し、現今その科學的心理學に於いて猶研究の態度は頗る一致して居らない。例へば、ヴァント (Wundt) を以て代表者とする構成的心

理學 (Structural Psychology) では、内觀と言ふ事を主として、複雑なる精神現象を一々に分拆してその構成、即ち組立の状態を研究せんとし又一方セームス (James) 及エンゼル (Angell) を以て代表せる機能的心理學 (Functional Psychology) にあつては、前の分拆的研究に反して、全體としての心の働き、即ち機能を明解せんとして居る。即ち、人が外界に對して順應する場合、如何なる機能、所謂働きの心の全體として存在して居るかを攻究せんとするのである。尙ほ更に、之の機能主義の主張する一面を力説して、吾人の動作を中心として心の働きを逆に解かんとするワットソン (Watson) 一派の行動學、又は行動心理學 (Behaviorism) と稱せられるものもある。

然し以上のものは、何れも一長一短があつて、學者によつて各々その執る態度を異にして居る。而して現今の一般の傾向よりすれば、之の機能主義の心理學が漸次勢力を得つゝある様である。即ち、統一體としての人の精神状態を研究せんとするのが、目下の傾向であると言へやう。最近盛んに起りつゝある知能素質、或は意志的動作に關する實驗的研究は、何れも精神の活動全體を外部に現象化し、且つ之れを量的に轉換して研究せんとするものである。如斯であるから、之れが刑事上に應用される場合にも、同じく之の傾向を取つて現はれ、而も、多様な形式に於いて研究されて居る事は論ずるまでもない。

二

而して刑事上に於いては、主として二つの方面に於いて應用され、適用されて居ると見得る。(一)は法廷に於ける犯罪者訊問の場合、(イ)犯罪者の自白、又は證據人の陳述が、如何なる程度まで價值あり、信頼し得らるゝものであるか、(ロ)又犯罪調査の方法、又は自白せしむる方法を如何にすべきかに就いて、應用されたる場合である。之れは、又獨り法廷内に於いてのみならず、現今刑務所内に於いて囚人處遇の場合、次の第二の研究と相俟つて特に注意すべ

き事と思ふ。

(二)は犯罪者の精神状態を明らかにして、以て刑事政策上に於ける個別主義を徹底せしめ、教育主義の效果あらん事を期するものであつて、之の方面に於ける心理學研究の効果は、犯罪豫防と凶人處遇の二途に於いて現はれる。

三

第一の場合に於いて、先づ人の注意を引くものは、吾人の知覚作用の不確實な事であり、又記憶の不完全なる事である。吾々が不注意に觀察せる場合、感情の亢進せる場合、極めて短時間知覚せる場合、又は疲労せる時、或は病的場合に於いては、何れも不確實なる知覚をして居る。ムンステルベルヒ (Münsterberg) は、錯誤を生ずる主なる條件として、(一)之れを觀察する時の印象の強弱と (二)之を意識に取り入れる場合、之を迎合する類化觀念の強弱とを擧げて居る。故に觀察物が、己れの豫期して居る觀念と相合する時には、正確なる知覚を得る事になる。殊に觀察の適否は、是等二條件の中、類化の強弱によるものである (Psychology and Crime) と云つて居るがその類化觀念の不完全なる作用は、即ち、知覚の不確實を生ずる基である。

斯如くであるから、従つて其の過去に經驗した所を記憶に訴へて述べんとする場合には、更に記憶の誤謬を來すものであつて「エビングハウス」(Ebbinghaus) が、一八八五年に記憶に關する實驗的研究 (Über das Gedächtnis) をなしてより已來、多くの學者によつて、その不完全不確實なる事は證明されて居る。殊に、嚴格なる法廷内に於て宣誓をなしたる上、陳述する時の如きは、一種特別な精神状態になるものであるから、一層記憶の誤謬を多からしむる事は、敢て述べるまでもない。勿論法官の訊問より來る暗示的影響も加はり、又、犯罪者或は嫌疑者が、長時間嚴嚴なる訊問を續行され、身心の疲労を來せる場合又は拷問的苦痛を受けながら調査されたる如き場合には、更にその

供述に誤謬の生ずる事は、贅するまでもない。即ち供述者自身は、別に虚偽の陳述をなさんとする意志はなくとも、不知不識の間に虚偽の供述をなすに至るのである。故に法廷内に於ける供述が、如何なる程度まで信頼し得べきものなるやの問題は、供述者自身の心的状態を嚴密に調査せし結果を参照する要がある。

一體、法廷に於いては、科學精神病學等の種々の科學は、移入され用ひられて居るが、未だ心理學的實驗の根據を適用して居らない。ムンステルベルヒが言つておる様に、證人の記憶、知覚、注意、聯想、執意、暗示等に就いては、實驗心理學の根據から正當なる研究判斷をなされば甚だ物足りない。然して之の供述證言の心理は、獨り刑事的意味に於いて重大であるのみならず、一面教育的意味からも亦重要な問題である。爲めに由來諸種の學者の研究が出てゐる。其の中證言と言ふ見地から説き及ぶる學者にでもビネー (Binet) ステルン (Stern) グロス (Gross) ロプシオン (Lapson) マシユノル (Wreschur) ホルスト (Borst) フレンキンク (Brenkink) クレバレーネ (Claparedo) ムンステルベルヒ (Münsterberg) 等多くの人を擧げる事が出来る。

一體之の供述なるものを、心理學的の問題とするに至つたのは、先づビネー (Binet: La Suggeribilité, 1900) であると言へやう。それより已後に於て、證言の心理に就いて最も多く、又最も有價値なる研究をなし、且つ根本的觀念を與へたるものとしては、ステルン (Stern) のそれに負ふ所が極めて大である。彼の研究は「供述の心理に對する貢獻 (Beiträge zur psychologie der Aussage) 及び應用心理學雜誌 (Zeitschrift für der angewandte Psychologie) に時々發表され、而も、多くの研究者を出してゐる。然して此等の研究は多くの實際的問題に應用され、殊に、刑事上に於て尤も強く稱導せられたので、之の方面を大成し開拓したのは彼れグロス (Hans Gross) である。(續)

正木亮君の『行刑衛生私論』を讀む

芥川 信

刑政第三十七卷第一號(大正十三年一月三十一日發行)に於て「行刑衛生私論」と題し正木君は主として昨年二月の本誌に載せられた拙著「行刑衛生に就いて」の一二點に關し批判を試みられた。

而して同君は余が、自由刑の執行と共に受刑者には不可分の其健康状態の侵害現象が存在して居ると述べたに對しこれは寧ろ拘禁方法の如何によつて左右されるものであると述べ次で刑務所の衛生は余の様に極少に(註余は單に極少にせよとは述べないのである)行かず極大に行くべきであると述べ最後に余が受刑者のカロリーを貧民のカロリーと比較した(註余は全く受刑者のカロリーと貧民カロリーとを全々比較しない。只これ等間の食費を比較したのみである。)と見做てこれを不當なりと論じ、はては行刑衛生を掌るものは刑事政策や行刑を知るは寧ろ危険であると迄縷々數千言を費やして居らるゝが、之れを通讀するに余は却つて同君が或は自家撞着に墮られ成は誤讀せられ或ひは誤解せられ遂にドグマに終了せられて居るのを一驚するの外なき次第である。

正木君の論旨は、

一、同君の衛生觀

二、同君の行刑衛生の概念自由刑の執行と受刑者の健康障害を不可分の關係にありとは信じない。

三、行刑衛生の目的

四、拘禁者の榮養問題

五、刑務所の採光等の問題

の五段に分ち得るやうである。

余は余の見解に直接關係なきも便宜上第一項より余の批判を加へ順次關係部面に進みなほ時に追加附言等を爲して余の主張を鮮明にしたいと思ふ。

一

正木君は第一に同君の衛生觀を述べて居られる。曰く「何時も衛生といふ概念は總ての人間が常に體驗して居つて醫者や建築家に説明を受ければ成る程とうなづく程のものだと考へて居るとの見解を有して居らるゝが余は先づ衛生の概念は建築家に説明は出来るものとは信じない。只建築家は建築衛生の部面に就て幾分素人に比較して理解を有つて居るといふに過ぎない程度だと思ふ。吾衛生の眞の概念は醫者ですらこれを説明することは頗る困難なものであつて只衛生専門家にして初めて之れを説明し得ることは彼の經濟學の眞の概念は經濟學の専門家にして初めてこれを説明し得るものであつて刑法専門家にはこれを説明することの頗る困難なものであるのと同じである。故に建築家に衛生の概念の説明を求めるが如きは農夫に經濟學の概念の説明を求めると同一である。

又同君は「電車の中に煙草はなるべく御遠慮下さい」と書いてあるのは衛生問題だ。無理に取立て、煙草を濼々とするのが炭素と酸素の量の問題だと六ヶ敷説明する必要があるまい」と述べて居られる。勿論之れは緊要な一衛生問題である。而してこれを六ヶ敷説明するの必要のないことは同君に賛成するところであるが人智の進むに従つて理解し合つて凡ての仕事をするには最も大切なことである。理解し合ふには正確なる説明は最も必要である。電車中

の禁煙問題を炭素と酸素の量の問題だと説明するから六ヶ敷なるのである。同君の此の説明は同君の實驗であるか將た他の學者の説を引用せられたのであるか不明であるが、余の知る範圍に於てはこれでは専門家にも六ヶ敷過ぎて了解に苦しむことと思はる。煙草の煙の中の主要成分は煙草の主成分と同じく「ニコチン」Nicotineであつて此の外に酸化炭素、炭酸、炭化水素、脂肪酸「アンモニア」「アンモンパーゼン」「ピリヂーン」「ヨリヂーン」等を極少量宛含有して居るのである。小泉醫學博士の實驗によれば煙草の「ニコチン」の主煙として口に入り来る量は平均五七、六%煙となつて空中に飛散する量は平均四二、四%である。この「ニコチン」の人體に有毒であることはこの上説明は要しないことと思ふ。

故に電車中の禁煙問題は「ニコチン」の量の問題が主であつて酸化炭素、炭酸「アンモニア」等は數ふるに足りないのである。況んや炭素と、酸素の量の問題には殆んど關係はないのである。近頃の様な満員電車では人體呼吸に因る炭酸の過剰と酸素の欠乏があるのでこの正木君の説明は寧ろその説明に適切であらう。(因に著者曰く正木君の炭素を炭酸に變更しての意味である。)

要するに正木君の「衛生學は人間が身じまいをよくすることを必要とする理屈を教へる學問である。吾々の日常生活を合點させるのが此の學問の生命なのだとの説明の如きは餘りに空漠であつて衛生學の輪郭(outline)すら認めるに困難の様に認められるのである。勿論衛生學の概念とか、定義とかいふものは個人により多少の差異のあるは明らかであるが、余は此の際比較的衛生學の意味を理解するに適切と思はるペンシルバニア大學の衛生細菌學の助教授バーヂェイ(D. H. Bergoy A. M. M. D. Dr. P. H.)の述べた「Hygiene treats of all awa of health」を引用したのである。

11

正木君は第二に行刑衛生の概念に就て論じて居られる。曰く衛生學の教科書の中に刑務所の衛生に就て論じて居る者があるが衛生といふ概念に付ては同じである。只刑務所内の衛生といふ意味を明かにするが爲めに行刑衛生と命名するに過ぎない様である。と、勿論行刑衛生は其基礎觀念に於てこそ一般衛生に其源を置くものと認められるが然し余は上述の如く簡單なものであるとは信じない。況や同君の又述べて居らる「私は近頃行刑衛生とか學校衛生とか又は工場衛生とか謂ふ名題が顯はれて來た事を刑務所や學校や工場が集團生活であつて集團生活の存する處必ず衛生の問題が起るからだ」との如き單純なものとは勿論信じない。然しながら余は正木君のこの見解は行刑衛生の概念中に全々存在しないものとなすものではない。只行刑衛生の核心(Kern)ではなくて原形質(Protoplasm)の一部と解釋したのである。單に場所を明かにするとか、集團生活によるとかの爲めに行刑衛生とか學校衛生とか工場衛生とかいふものが顯はれて來たのではあるまいと思ふ。

正木君の御承知のマックス、フォンベル Max. von Baehr や、フリードリッヒ、レツツマン Friedrich Leppmann は云はずもがなカール、キスカルト Karl Kiskalt や、ファウシニムブルヒ W. Schumburg や又オー、スピッタ O. Spitta や 其他少くとも余の知れる範圍の行刑衛生に關する大小の文献に於ける論議に在りては行刑即ち拘禁生活と衛生との關係が主要な部面であつて集團生活に伴ふ衛生問題の如きは副題材となつて居るに過ぎないといふても過言ではあるまいと思ふ。なほ學校衛生に於て集團生活に伴ふ最重要な一の衛生問題である傳染病に關する事項の如きも衛生思想の發達せる今日に於ては寧ろ副題材で今や校舍衛生、校具衛生、體育運動は勿論進んでは教授衛生が其主要な部面となつて居ることは既にこれ等が歐米先進國は本より本邦に於ける學校衛生の論議となり又施設とな

つて種々顯はれて居ることによつても顯著な事實である。又工場衛生に於て有名な獨逸のカー、ピエー、レーマン K. B. Lehmann が一九一九年の著書の劈頭に「勞働又は工業衛生に於て余は本職の仕事(Berufsbau)に基く凡ての健康障礙をこの衛生の主題として觀察するとの意味を述べて居るのを見て行刑衛生とか學校衛生とか工業衛生等は如何なる意味を持つか略々推察せられるであらう。

然るに余が自由刑の執行と共に受刑者には不可分的に其健康状態の侵害現象が存在して居ると述べたに對して正木君は全々反對の議論をして居られる。其理由とするところは自由刑の執行と行刑衛生といふことは全然別な觀念に屬する。丁度學校衛生に於て教授することと衛生問題とが全然別個の觀念にあるのと同じであるといふ様に説明しておられる。勿論教授の觀念と衛生の觀念は全然別個の觀念である。殊に行刑の觀念と衛生の觀念とは全々相容れないものであることは既往より稱へられておるところである。譬へば大阪醫科大學教授福原博士は其著社會衛生學の罪囚衛生の項に「拘禁と衛生とは鑿柄相容れざるの觀がある」と述べられて居るによつても明かである。然し觀念が異つて居ると必ずしも特別の關係がないとはいはれぬ議論である。冷却に用ゐる水と採暖に用ゐる火とは氷炭相容れないものではあるが特別の關係がないであらうか、特別の交渉がないであらうか。單純に考ふると行刑と衛生との關係は行刑は水であり、衛生は火であるやうにも見える。然しながら吾人人類の現時行つて居る行刑なる水は制限のある水である。如何なる火を以ても一寸影響を及ぼすことの出来ない點のある水である。この點が余の自由刑の執行と受刑者の健康障礙を不可分の關係にありとなす基をなすものである。この點を余は概括して受刑者の不自然なる生活、換言すれば自由刑の内容の一部には人類生活の自然に反する生活現象ありと解釋したのである。

余が自由刑の執行と受刑者の健康障礙を不可分の關係にありとなすの反證として正木君は花柳病患者に就ての觀察と胃擴張患者に對ての觀察とを舉げて居られる。然しこれ等は余の見解に對するの反證とは全々ならないと信ずる。

何となれば、余に限らず誰れしも行刑全部を健康に障礙ありとなすものもあるまい。換言すれば行刑には特に健康に頗る不良の影響を及ぼす因子と比較的良好の影響を及ぼす因子の含有されて居ることは否定することは出来ぬと思ふ。而して此の後者の因子は一般社會に在り得る事項であるに拘らず前者の因子は一般社會に在り得ない事項である。正木君は上述の後者の因子に基く現象の一部を以て前者の因子に基く現象の全部を否定せられるものと考へる。同君の實例を以て述べんに花柳病患者にとつての禁物である酒や煙草や性交等が自由刑の執行によつて絶對禁止される爲めに受刑中の花柳病患者は其健康上に有利な影響を受けるであらうが一般の花柳病患者がこれ等の禁物を除き得たる時に比して如何であらうか。況んや正木君の所謂「彼等の健康は相對的に拘禁前よりなくなつて居る場合が多いなど」と云ふことは一顧の値がないのである。又、胃擴張患者が規律的食事の結果健康を恢復した例は二三には止まるまい。然し刑務所の食物によつて胃腸病患者の發生することはこれに幾倍なるや一度行刑統計を繕いて見れば明かな事實である。これ等の説明によつても正木君の反證の反證とならざることは想像に難からんも余はなほ余の説に對する二三の例證を掲げて見やう。

(一) 第十一回監獄統計年報により明治四十二年中に於て釋放せられたる二十五歳以上四十歳未満の男受刑者一七五九五人に付き其收容時と釋放時との一人平均體重を比較すれば其收容時一人平均體重は一四、一〇〇貫其釋放時一人平均體重は一三、八〇〇貫にして差引三〇〇匁を減少して居る。又監獄局に於て大正七年に引續き三ヶ月以上一回一合六夕匁を給し來つた満十八歳以上の男成年者六千六百七十七人に付き其收容當時と現體量を比較對照したるに其收容時は一人平均體重は一三、三七九貫其釋放時一人平均體重は一三、五六一貫にして差引八一八匁を減少して居る。なほ全形務所中最も多き減少量を呈したる某刑務所の如きは平均一人二、〇〇五貫、又は一、八三〇貫を表はして居る。又現行法の下にあつては減食懲罰なる制度によつて直接人爲的に顯著なる體重減少を惹起せしめて居るのである。これ

等の状況があつても自由刑の執行と健康障碍とが不可分の關係にないであらうか。

(二) カール、キスカルトは「受刑者居室の温度は被服と勞働に關係して居る。大多數の受刑者は其體温を低下して居る爲め普通人よりも温の需要量が多い。故に刑務所の居房の温度は攝氏の二十度—二十二度を希望する。殊に獨居拘禁又は座業に在るものに對しては最もこの温度が必要である。但し雜居拘禁に在つてはこの温度より幾分低くてもよい」と述べて居る。この大多數のものは其體温を低下して居るといふ現象で自由刑の執行と健康障碍とが不可分の關係にないであらうか。

(三) 余の調査研究によれば我が國に於ける少年受刑者の身體發育は普通少年に比して著しく劣つて居るのである(註この數字的關係は何れ其中發表する豫定である。)これ等の現象があつても自由刑の執行と健康障碍とが不可分の關係にないであらうか。

(四) 受刑者に最も多い年齢階級は二十五歳以上四十歳以下である。この時期は人間生活に於て元氣の旺盛するときである。この時期に人間生來的の性慾は全々中斷されるのである。殊に長期受刑者にありては最も甚だしいのである。又現行法の下にありては、喊黙制である爲これも生得的の發聲機能を抑壓せられるのである。この不自然現象は人間の身體に影響を及ぼさないと常識的にも述べ得るだらうか。このような状態の下にあつて自由刑の執行と健康障碍とが不可分の關係にないだらうか。

この様な例證は尠くないのである。然し正木君はこれ等の多くを拘禁方法に歸されておつて自由刑の執行とは不可分でないといつておられる様に考へられる。然らば余は反問したのである。「拘禁方法と自由刑執行との關係を余の觀るところによれば現時吾人人類の採用して居る自由刑の執行は茲に余等の論じて居る拘禁方法が内容となつて居るのである。而して自由刑を執行する方法は時代により變化するものであらうか尠くとも現時吾人の採用して居る拘禁

る方法は又現時に於いて自由刑を執行するの最良の手段方法と認められて居るものと信ずる。故に余は正木君の刑務所内の健康障碍は自由刑の執行といふ特殊な關係から起るのではなくて………獨居とか雜居とかいふ種々なる拘禁方法がある爲に他のものよりも違つた健康障碍の起ること……」觀念には矛盾があるやうに考へるのである。

要するに余は現時吾人の採用して居る自由刑の執行即ち現時に於いて自由刑を執行する最良の手段方法と認められておる拘禁方法當然の結果として受刑者には健康障碍が伴つて居る(Weil)と考へるのである。換言すれば受刑者の生活に於ては必然的に其健康障碍が伴つておる(Weil)と思ふ而して余は自由刑の執行には受刑者の健康障碍を伴ふべき(Stoll)あるとは述べないのであることをこの際特に明かにしたい。理想としては正木君の所謂「自由刑といふものの性質はその刑を受くる人の自由を剝奪することを目的とするものであつてその人の健康は普通人の健康たるべきことを豫定して定められたものである」を余も昔より信條として居るのであるが吾人人類の最良であると認めて行つておる自由刑の執行當然の結果として受刑者の健康障碍が現はれて居るを遺憾として居るものである。而て余の常に考へる疑問は「自由刑の性質はその刑を受くる人の自由を剝奪することを目的とするものだ」との中の自由の範圍・内容である。單に人の自由を剝奪することを目的とするでは空漠である。吾人人類の各人が各種各様に有つて居る自由を各個人の健康を豫定して剝奪することは實際に可能であらうか。余は醫學上の見地から一の大なる疑問と考へ常に極めむと努力して居るのである。故に余は自由刑の本態は (Weil) は何であるか。自由刑執行の輪廓 (Turin) は如何なるものであるか。自由刑執行の受刑者個人に及ぼす効果は如何であるかを鮮明したい希望を常に抱いて居るものである。

正木君は第三に行刑衛生の目的を論ぜんとして余が昨年二月の本誌で述べた「衛生上に於ける最少限度の注意、換言すれば決して過大でないところの注意といふ點に猛烈なる攻撃をせられておる。この點に就ては正木君が今一度拙著を熟讀せられ余の眞意の何處にあるやを了解せられむことを希望するのである。何となれば拙著に於ては「之れを要するに受刑者の健康並びに生命を保持するのに缺くことの出来ないところのものは施設されなくてはならない。實に斯の様な施設は永久不變のものとして認められなくてはならない。唯だ衛生上……」とのべてあるのである。正木君はこの余の述べた必要かくべからざる——の前句を見落されて末節に囚はれたことと信ずる。茲に余の「ミニマム」といふ眞意は受刑者の健康並びに生命を保持し得るを條件としての「ミニマム」であることは通讀せらるれば明なことであらう。なほ平易に述べれば受刑者の健康並びに生命を保持することを條件としてそれ以上贅澤は禁すべきであると主張した意である。

この様な眞意のあるのを若し誰れしも讀み得なかつたとすれば其罪は余の拙文にあるとして茲に再び余の眞意を鮮明したいのである。然し恐らく其必要はないだらう。然るに正木君は「刑務所の衛生は極大で行かねばならぬ芥川の云ふやうに極少で行くやうになるのは政策や財政の範圍に……」と述べて居られるのは余の眞意を解せずしての過言獨斷である。のみならず余は同君の刑務所の衛生は極大で行かねばならぬに大なる疑を抱くものである。何となれば衛生の極大で行くとの意は採暖設備にすれば室温を吾人人類の生活に最も適當な温度所謂衛生學上の最好適温度(Temperatur, Optimum)攝氏の十五度乃至十八度華氏の五十九度乃至六十四度四分とする事である。又入浴設備にすれば一人一回浴とすることである。又食物の温度にすれば清冷なるを要するものは攝氏の九—十二度溫暖なるを

要するものは攝氏の四十一—四十五度とすることである。又被服設備にすれば純毛白色の組織の密適度なる布にて季節氣温に應じ寒さを感じない様にするのである。以上のやうなことを現時吾人の生活程度にて刑務所に實行すべきものであらうか。このやうな主張をなすの氏は宇宙に刑務所以外に何物の存在するをも忘れた人である。行刑に囚はれた人である。故に刑務所の衛生は極大で行かねばならぬとはいへないのである。寧ろこれは受刑者の健康並びに生命を保持するを條件としての「ミニマム」である。

なほ余は茲に附言する。それは學理を研究して學理として眞なりと信ずるといふよりも寧ろ眞なりと證明する場合に財政や政策によつてその眞理に制限を付せられるは止むを得ないが學理としての主張を擡げることが出来ないといふ點には双手を擧げて賛成するのである。然し余は學理として眞なりとする。も財政や政策によつて實行の困難なときにはこれ等の許す範圍内で同一の効果を生ずる様に進んで努力するのは人類社會に貢獻すべき學徒の務考へる。實行の出來ざる眞理を主張するは實行の出來る眞理を主張するに比すれば後者は生であつて前者は死である。この點に於て余は行刑衛生は苦むで自由刑の形式上の意義に共鳴するものでは勿論ないと信ずるが若し一歩譲りて行刑衛生は行刑に協調して行刑の効果を完全に宣揚し得たならばそれで充分であると思ふ。この協調は正木君の所謂龍虎搏擊よりも万事に貢獻するものであると信ずる。

四

正木君は第四に拘禁者の榮養問題に論及して居られる。曰く「昨年の本誌に芥川君と打田義芳君のカロリーの研究の發表の文中に富川町の貧民の榮養量と受刑者のそれとを比較して受刑者の榮養量は貧民のそれに比して今日の狀態で別に悪くない様に説いて居られたと思ふ。」と、なをこれに關連して衛生學者は行刑の事を頭に置くべきでないと極端

論せられて居られる。これも亦余の頗る心外とする所であつて今少しく衛生問題を論ぜられるならば宇宙の森羅萬象を深刻に研究せられん事を希望するのである。何となれば第一に余は一昨年の本誌に余の論文の自抄を發表したるが、其の中には富川町の貧民との關係は論じないのである。この富川町の貧民に關する問題を引用したのは原著で大日本衛生學會で發行せられる衛生學傳染病學雜誌第十七卷第五、六號(大正十一年六月發行)に於てである。此の發表の別冊を正木君に余は特呈したのである。この余の原著に於て余が富川町の細民を受刑者に比較したのは細民の食費と受刑者の食費とを比較したのであつて、カロリーを相互比較して居らないのである。参考の爲めその部を引用しやう。「即主食代に於ては細民の夫れと略一致せり。然れども副食代の甚だ懸隔あるは在監者の副食は上述の種々の理由に基き低廉に支給し得るならんも尙細民の夫れに及ばざるにあらざるか。故に偶々在監者の食糧を細民の夫れに比しより高價滋養なりと論ずるものあれどもその然らざるを知る。」

これによつて見れば余は受刑者の食費は細民にも及ばないと非難して居るのである。何處に受刑者のカロリーを貧民のカロリーに比して別段悪くないと述べたか指示を求むるのである。

受刑者の糧食のカロリーの貧民のそれと比較するの善悪は何れ何日機を見て私見を述べてもよいと思ふ。然し茲に一言致したきは正木君の「小河滋次郎博士の監獄學第七百十二頁以下に下等細民の常食を標準としてはならぬ理由が説明してある其旨趣は私の考へと歸する處は一である」の一句である。小河博士のそれには「或は曰く監獄の食料は地方下等細民の常食を以て標準となすべしと然るに若し之れに従つて在監人に給與するものと假定せんか左なきだに健康を害するは監獄生活の免がれざる所なるを以て(中略)下等細民の常食を標準として之を遇せば終に監獄は一の較架寮若しくは斷頭器械を要せずして無数の人命を誅戮すると同様の結果あるを見るに至るべく(中略)須らく境遇と健康の關係如何をも省察し境遇自然の不幸は成るべく除き得らるゝ手段(中略)」とある。

これを見て余は小河博士が矢張り自由刑の執行即ち拘禁生活には健康障碍の不可分の關係を認められて居るものと推察するのである。而して正木君がこの小河博士の意見を肯定せらるゝに拘らず余の「受刑者の生活には必然的に其健康障碍の伴つて居るのである」を否定せらるゝを遺憾とするのである。

五

正木君は第五に刑務所の採光と氣積問題を論じて居られる。其要旨に就ては余は大體賛意を表するものである。然しながら余は此の際考へるのである。それは外國の刑務所に關する意見を咀嚼せずして摸倣することは今日に於ては既に時代錯誤であることと思ふ。吾人は歐米先進國の新思潮は常に消化しこれを研究して我が國特有のものを樹てなくてはならないことである。この意味に於て刑務界には研究機關を設くることである。殊に行刑衛生上にては最大急務である。と信するのである。

然るにこの研究機關に對し形而學を専門とせらるゝ士に同情のないのを遺憾とするのである。刑務界に於ても實驗科學を尊重するの氣風生ずるに至らば自ら行刑衛生も進歩し隨つて行刑學も發達は期待せらるゝことと思ふ。

其他正木君の或刑務所を見たときの肺結核患者の觀察は理想としては頗る賛成である。然るに實際問題としては頗る實行困難であるのを遺憾とするのである。某保健技師の「同じ肺病だ部屋もないのに仕方がない」との答へは恐らく刑務所長の代辯をしたのではなからふかと思はせる。如何となれば或る有數な而も新智識と自稱し而も他よりも又手腕家と認められておつた某所長の如きは其の刑務所に新任の新進の保健技師によつて多數のトラフオム患者を發見せられこれが防疫、治療に就て其の保健技師より正確周到にして強硬なる意見を呈出せられたに拘らず作業關係、拘禁關係等にかこちてこの意見を採用しなかつた實例を二、三余は持つてゐるのである。

これは受刑者は虐げらるべき人であるとの觀念が今なほ傳統的に其等の所長に存在して居ると又所長の衛生に對する理解の乏しい爲めであると思ふ。而してこの實例の場合は例外であるがこのやうな多くの場合(譬へば正木君の例の如きとき)に於て一般の保健技師が亦受刑者は虐げらるべき人であることを認容するもの一因であると思ふ。

この故に余は國民の傳統的氣分である受刑者に對する報復主義より胚胎せる虐らるべき人なる觀念を除去する爲め眞の行刑精神なるものを一般に知らしむること殊に保健技師に刑事政策や行刑の眞髓を充分に知らしむることは最も必要であると思ふ。保健技師として刑事政策や行刑に囚はるゝは不可であるがこれを充分に理解することは行刑衛生を進歩せしむる所以だと思ふ。正木君は刑事政策や行刑を知ることは行刑衛生を寧ろ阻害するものであるといはるゝが余は眞にこれ等を知るものは行刑衛生を阻害せず寧ろ發達せしむるものと考へて居る。彼の英國に於て刑務委員(Prison Commissioners)中の一名と徒刑監(Convict Prison)の所長中の一名は醫家出身者でなくてはならないとの規程のある如きは行刑に於ては醫師が充分これを理解すべきであり又理解し得て行刑上に貢獻し得るを認められてをるを雄辯に物語つて居るものであると信ずる。

要するに行刑衛生は行刑の目的を達するに欠くべからざる最重要の一大部面であることを誰れしも否定するものもあるまい。然らば行刑衛生を主管するものが刑事政策や行刑を知ることが危険であるとは信ぜられない。

行刑衛生に於て保健技師が居一居の自重自衛を爲すべきであることは贅言を待たないのであると共に刑務所長に於ても居一居行刑衛生を理解することを望むのである。余は少くとも彼の法律となつて居るトラフオム豫防法や結核豫防法等に就てはこれを理解し完全に實施せんとして努力する人の多數ならんことを希望するのである。唯だ醫師を見れば脈を取るより外に考へないやうな舊き思想は棄て、醫師には脈を取るを専門とするものと取らざるを専門とするとの二種ある事を知り衛生は犯罪の豫防であり、治療は犯罪者の改善であり保健技師の職責は受刑者の健康保

持と疾病豫防と疾病の治療を掌るものであることに充分の理解を切望するのである。この様になれば其刑務所の行刑衛生は完全するものであると信ずる。

六

以上に余の述べた所は拙文で意味不徹底のところはあらんも正木君の行刑衛生私論を讀みて先づ正木君に御答したい梗概であると共に正木君と同一の考へや正木君の見解に共鳴せられた點を有する諸賢に御一讀を乞ひ度い要旨である。余は刑事政策や行刑の方面には努めて理解せんと努力して居るものなれども常に足らざるを虞れて居るものである。故に不軌の曲論不遜の言辭あらば特に容赦せられて大方の示教を乞ふところである。又正木君が特に拙著を繕いて問題とせられたことは余に取つては衛生を理解せしむるの困難なるを思はしめたと同時に行刑の前途に醫學が益々發達を要すると感ぜしめたことを謝するのである。

醫學と行刑

酒井代三男

醫學の最終の目的は疾病の豫防と治療であつて、衛生學は健康なる人體の生活現象を熟知し之に及ぼす外界の有害なるものは極力避けて吾人身體を益々強壯にし天壽を完ふせしめるの學問であります。其の有害物とは例へば不潔なる水不良の空氣不適當の榮養品其他住居土地職業廢棄物の

停滯等枚舉に過ぎなき次第であつて、吾人は之等の擴い範圍に涉つて努力と考慮を惜まないであります。若し之等の事柄が充分に進歩發達を促せば吾等の身體は朝して體重を増加し身長は伸び平均壽命は延長し死亡率の減弱と共に人口は増加する、延いては國家の勢力に關係するのであります。彼の結核と性病が天下に甚しく瀰蔓して心身の苦痛を増加し、莫大の費用を年々歳々消費する事を思へば益々保健衛生に思を寄せなければならぬと思ふ。其れで刑務所

の保健衛生を預る醫師が受刑者の現況を眺むる時、彼等のぶの多数である。生活に於ては必然的に其健康障礙が伴つて居ると言ふ衛生官の御説に同意するものである。過去、及現在の行刑制度を眺むる時受刑者の生活は主として刑罰と云ふ觀念が本旨であると窺ふ其證據に、彼等は殆んど終日を労働に従事し作業が一日のプログラムの半以上を埋めて居ると思ふ。故に従來の醫務衛生は單に刑務所の附屬物の如く甚だ閑却せられたるの感がある。



フラスノカスラフ
日光浴の附寄の罹災兒童
フラスノカスラフ
日光浴の附寄の罹災兒童

彼の暗くして寒い臭い淋しい建築物が雄辯に其の凄骸を貽して居るのを見ても判る、従つて其れに伴ふ難多の健康障礙や病氣が發生し其の連鎖として今日尙受診者が收容人員の一割内外に及る。けれ共其の刑罰を受ける主體が受刑者其のものゝ身體

「囚人は拘禁生活によつて非常に心細くなる、従つて輕微な病氣でも極めて大きく考へる者であるから、醫者たるものそこに留意して輕いからとて無暗に診斷しない事は避けねばならぬ」と言ふ誰かの御意見も其罪奈邊にありやを疑ふ。昔から醫者は病氣を癒ほすものと云ふ觀念が人々の腦裡に横溢して居る以上余りに澤山の受診者では身心過勞によつて病氣になつて仕舞ふ。

次に自由刑の執行と行刑衛生

と言ふ事は全然別な觀念に屬すると成程かくあらん事を希望する

である以上どうしても難る可からざるものと思ふ。彼等は仕事を強ひられた心身の自由を制肘せられる爲に其の苦痛を逃がれんとして診察願をする、吾人は病氣を診察すると共に之を鑑定せなければならぬ。此意味に於て醫者も又行刑官の一部を分擔せなければならぬと思ふ。刑事政策學も行刑衛生學も要は犯罪者其のものに歸着するのであるから當事者は御互に語り合つて切磋琢磨す方がよい。終りに今一言お話ししたいと思ふ。其れは行刑醫學の進歩發達を講ずる爲に醫師の仕事をもつと社會化して欲しいと思ふ事がある。今日の刑務所醫務室を覗くと其の診察の設備に於て診察の仕方に於て可なり監獄式の様に見える。

之は益々改善せなければならぬと思ふ幸にして近時漸く識者が行刑醫學に考慮を差向ける様になつたのは誠に悦ばしい次第である。

◆ 震災が生める哀れな精神病者

昨秋震災後、警視廳管下の松澤、根岸、王子、青山、保養その他の治療院に入院した精神病者は、二月末日までの醫務課の統計に依れば、六百六十五名の多数に上り、その中七十二名は全治退院してゐる、此統計に就いて金子衛生技師は語る「毎年春先になると精神病者が激増するやうに云ひますが、全治者も可なり多い、殊に震災後の精神病者は恐怖や不安、睡眠不足火事の際の瓦斯中毒過勞その外が原因で、多くは誇大性の愉快な氣分の者が多いので、比較的全快も早い、目下震災に由る精神病者の原因系統を作る爲め毎日調査をしてゐますが歐洲大戦當時微毒から發生した精神病者が非常に多かつたやうに震災當時にも微毒からの可なり多いやうです——」



時	海
報	外

信用されたる懲役人

刑務所の「名譽團」

“Honour Parties” in the Prisons

一九二四年一月十二日發刊の「オパーシース、デーリー・メール」紙はイギリスの行刑の最近の新流行として次の記事を掲げて居る。此れも、名譽制 Honour system が云爲される今日、一つの資料である。

ヴァーミンガムのウ井ンソン、グリーン刑務所の受刑者達によつて建てられる看守の官舎の建築と刑務所の壁外の地ならしとは見張付きで爲された。

同時にイングランドとウエールズの刑務所に「名譽團」なるものが實施された。名譽團は繼續の見張なくして働くことを委ねられた受刑者達で組織されて居る。その日の彼の作業が課せられたとき、彼等は時々その所長と主要幹部連によつて彼等の周圍を訪られるのである。されど此等の役人の中一人でも繼續して彼等のところに止まるものはない。今や大抵の地方刑務所は少々とも一組はその様な名譽團を有して居る。

行刑委員等の時々報告は、大抵の刑務所長は能率と行狀の二つながらの進歩に付て報告してゐると謂つてゐる」と。

(A. M. 生)

◆せめて自動車に馬だけの感覚があつたら我等は往來で今よりは安心できるだらう。

ダラス・ニユース

◆恐らく多くの人が再び家庭について熱烈な興味を感じるようになったら、住宅問題は改善せられるだらう。

アルバニー・チャイナル

私刑漸減

合衆國アラバマ州の有名なるタスクジー學院黒人に産業教育を授くるの目的を以て一八八〇年州法により創立せられたるものにより最近發行せられたるリンチング(私刑)に關する報告によれば私刑は一九二三年度にては一九二二年に比して三十九件の減少を見たのである。一九二二年度の總數は五十七件であつたから殆んど半數に減じた譯である。同じく喜ぶべきは四十六件以上のリンチングが官憲の力で防止することが出来たといふ事實である。リンチングを受ける主なる事件は殺人強姦であるが、「身の程を知らず白人と同じような振舞をする」といふことがリンチングを招く基となるのである。私刑を受けた二十八人の黒人中「普通の事件」と言はれてゐる強姦又はその未遂罪を被せ

られたものは僅かに七人である。フロリダ及びミシシッピは私刑件數の大部分を供給するといふ忌むべきレコードを有つてゐる。右の二州は一九二三年には各八件を數へてゐる。南部以外にも私刑があつたかもしれないが之については報告はない。

リンチングといふ無秩序な行爲の一形式の上に昨年中に於て大なる改善を見ることのできたのは主として兩人種間の心的態度の改善されたのと、一つは人種關係の爲に設けられてゐる委員が面倒をかす虞のある問題や事實を豫め商議裁決する大なる努力とに由るのは疑ふべくもないのである。かゝる方法により人種間の争議偏見を處理することは明かに相互の好意を増進するについて實際の効果を擧げ得ることゝ信ずる。(アウトルック一月號)

(K. N. 生)

公衆衛生 (續)

古瀬安俊

温度及湿度

以前は空氣の成分が悪くなる毎に酸素が減つて炭酸瓦斯が増加することに依つて、人體に甚しく害があるものといつて居つた。併ながら酸素が減るといふことは、特別な場合の外は普通の作業場ではない。例へば鑛山の坑の中であるとか。或は潜水機の中の作業であるとかいふ特殊の場合には酸素は減るけれども、普通は此の心配は無い。唯炭酸瓦斯は人の呼吸に依り、物の燃焼に依つて常に室内に發散するけれども、是亦毒力は餘り強いものではない。それ故に炭酸瓦斯以外に他の害になる成分が人の吐き出す息の中に存在する、此毒物のために害を受けるといふ考が古く

から學者の間に主張されたのである。即ち一八五一年にパーレットといふ人が空氣中の毒物説を出した、其後多數の人が研究したが、此の毒物は今回一般に否定されるやうになつた。之に反して空氣の湿度と濕氣が人の健康に非常に關係があることを次第に説くやうになつた。若し室の湿度と湿度が不良であれば、直ちに人間の體温の調節が妨げられ、此のために苦痛を感じ、延いては仕事の能率が減るといふことを注目するやうになつた。適當に空氣を流通せしめて、産業に妨げにならない程度の湿度、湿度を整へるといふ考が次第に力強く工場の管理者を支配するやうになつて來たのである。譬へて申すと、英吉利の軍需工業動員の調に依ると、華氏の寒暖計で室の湿度が六十五度か

ら六十九度迄の時は、機械工場に於て災害が非常に少い。之に反して七十度以上になると急劇に災害が増加する。又伊太利の調に依ると、生糸工場に於て、能率の最もよく上の湿度は五十六度から六十五度の間にありと申して居る。それから米國の技師が一般に出した標準は、講堂のやうなもの六十一度から六十四度位が良い。それから寢室は五十四度から五十九度位が良い。それから労働が余りひどくない就業場では六十一度から六十四度位が一番能率が揚がる。又労働の劇しい工場では五十度から五十九度位迄が良いといふ如く、それ／＼仕事の良く出来る温度があると

研究が専ら行はれるやうになつた次第である。之に反して我國の事情に於てはまた室内の湿度や湿度は、多くは天然の力に左右せられて居つて、人工的に適當なる湿度湿度を有する工場は極めて少ない、將來此の種の研究は次第に濃厚になつて我國に於ても追々に人工的の湿度湿度の調節裝置が講ぜらるゝやうになるであらうと思ふ。

私の實驗に由ると次のやうな成績を呈して居る。是は前回に申した通りに羽二重工場の成績であるが、羽二重の工場に於ては、適當なる湿度といふのは攝氏の寒暖計で二十度から二十一度位が良いといふ、それから湿度は七十五度から八十度位の範圍が、學術的にまた實驗室の研究で適當と看做されて居る。而して福井縣に於ける二十五ヶ年間の平均の湿度及湿度を測候所に就て調べて見ると、同地方は常に湿度の高い地方であつて、三、四、五月は八十度以下の湿度である。併し七十五度以上、其外の月は皆八十度から八十五度の所である。湿度が二十度以上になるのは六、七、八、九の四ヶ月である。斯く申すと福井地方は羽二重の織物に適當なる湿度が自然的に多い地方であるとい

ふことも言ひ得る。なぜなれば室の中の温度は外の温度に比すると多くは少し低い、依つて外が八十五度前後であれば、室内は八十度前後である。故に自然的に温度の高いといふことが此の地方の羽二重を盛んならしめて居るのではなからうか。それから實驗した時期は冬であつたので、一般に温度が低かつた、唯僅に一日だけ温度は二十度に近寄つたのである。其日の出来高が實驗期間の中で最も良かった。無論工場の中には火鉢其他を用ゐて室を温むることはないが、偶々温度が相當に上るといふ事實が仕事の出来高の上に影響を惹起したものと見なければならぬ。然らば温度や湿度は如何なる程度に能率と關係をするかを何等かの方法で言ひ現はさなければならぬ。之を言ひ現すためには、公算學といふ數學の中に相關價を發見する方法がある。一體公算學といふのは零から一迄の數字を研究する學問である。而して相關といふことには三種類ある。

(一) 積極的の相關

是は甲と乙の二つの現象があつて、其の中の甲が増加すると、乙もそれに相應して増加する。又甲が減すれば、乙

も減少するといふ關係で、是を積極的の關係といふ。例へば人間の身長が増すと目方も増す、此の關係は積極的の相關である。

(二) 消極的の相關

甲と乙の二つの關係に於て、甲が増せば乙は減る。甲が減れば乙は増すといふ關係に立つて居るならば、之を名づけて消極的の相關といふ。例へば算盤をさせる場合に學力の多いもの程算盤を了る時間が早くなる。即ち消極的の關係に立つて居るのである。

(三) 相關の皆無

是は甲と乙の二つの現象の間に全く關係がないといふ状態をいふのである。此の相關の値を吾々は作業の能率を研究する場合に常に應用するのである。例へば仕事をするのに仕事の出来高と室の温度との相關はどうであるか、或は温度との相關はどうであるか、更に又年齢との相關はどうであるか、或は室の明るさとの關係はどうであるかといふことを計算して、其の關係の大小を數字で以つて言ひ現はし得るのである。此の言ひ現はしに用ふる公式は種々ある

$$r = \frac{1}{n} \sum \frac{D^2}{n(n-1)}$$

が、其中でスピヤマン氏の列位法と、ふのが最も簡單に割合に應用し易いのであるから、此の公式を次に掲げる。

$$P = 1 - \frac{6 \sum D^2}{n(n-1)}$$

ここに書きました P と S ののが相關一と S のものであつて、P が 6 × (列位の差の自乗の總和) それから n は取り扱つた數 × (n-1) これを相關と S と

D ² の總和	12
D ²	1 1 0 1 0 0 9
D 順位の差	1 1 0 1 0 3
IV 順位	4 5 6 3 1 2
III 温度	13 1 8 15 19 17
II 順位	3 4 6 2 1 5
I 試験の成位	1 1 0 1 0 3
D ²	1 1 0 1 0 9

$$\text{相關關係} = \frac{16 \times 12}{6 \times (6-1)} D^2$$

$$P = \frac{6 \sum D^2}{\sum (n-1)}$$

試験の成績を書きて、其の順位を書いた、是は相關の價を求めやうとして居る。數の價を書いてそれに又順位を付けるさうして此の差を各求むる、それを自乗、斯ういふ數になる斯の如く二つの現象の關係して居る状態を數字で以て言ひ現はすことは、今日では漠然と唯關係があると言つて居つた時代よりも一歩進んだと言はなければならぬ。其の方法に依つて羽二重工場に於ける作業場内の一日平均温度と作業能率の相關價を求めて見ると、次のやうな答が出た。

羽二重の熟練工の場合には、〇・六九六が一日平均温度と能率の相關係、同じく普通工の場合には〇・一九一。それから佛蘭西縮緬の場合の普通工の相關係は〇・三九九、絹紬の場合普通工が〇・三九九、錦紗縮緬の場合熟練工が〇・二〇二、普通工の場合が〇・四四五に依つて見ると羽二重の熟練工は作業の能率と温度とは比較的濃厚な相關に立つて居つたと言はなければならぬ。之に反して普

次のやうである。

$$\text{標準偏差} = \sqrt{\frac{\sum(D_2^2)}{n-1}}$$

式一 標準

D₂ = 平均値と各位の差

n = 測定回数

通工は温度との關係が餘りに密接に現はれないといふことを結論し得るのである。更に此の關係を温度に就て見、或は明るさの程度に就て見、進んでは日照時の關係と結び付けて見る等の如きは、比較的興味のある問題で、各種の作業に對して、其の影響する要素と認むるものをそれ／＼に分解して常に相關の價を研究して行くことが今後の能率の研究には必ずやらなければならぬことである。

又相關價を求むる外に、標準錯差といふものも見なければならぬ。従來多數の數字を取扱ふ場合には、平均幾ら幾らであるといふことを以て満足して居つたのである。併ながら平均のみでは今日は満足が出来なくなつた。何となれば平均の價と各の價との間には常に多少の差ある。それ故に此の喰ひ違ひがより大きくないものでなくては平均の價の價値がないといふことが近代一般に唱へられて參つたのである。依つて平均の價を出す場合には、標準の錯差といふ關係を調べて是に依つて平均價の精確さを確め、同時にどれ位の範圍内に數の平均があるかといふことを觀察することが必要になつて參つたのである。之を調べ出す公式は

これを合せて七十二になる。此の平均を求むる場合には七で割つて一〇、三といふ數字が出る、吾々には平均一〇、三といふ數字で満足して居つたが、一〇、三といふ數は平均の値で、各の値から見ると相當距離がある。一〇或は一は大了した違は無いが、成るだけどの位の範圍であるかを見るのが此の標準錯差である。假りに茲に二〇、三と〇、三と〇、三といふ數字がある、之を二つ合せると二〇、六平均すると一〇、三になる一〇、三といふ數字は同じだけれども、此の場合には開きが二〇と一〇、の差ですから十だけの開きになつて居る。此の數を多く幾回もやつたからで、此の開きがこれだけ大きくなる、此の開きが多ければ平均としての價値がないそんな大きな開きは價値が無い、それで開きの少い

數であればある程統計としての價値がある。即ち取扱はれる時に標準の錯差はどの位あるかといふことを見るやうになつて來た。それでないといふ平均の價が正確にならぬ。そこで一〇、三の差との間に一、七の値がある。

さういふ風にして各の値と平均の値との差を見付けて來る。さうして此の差を皆自乗してしまふ。それを全部一緒に加へて總和を求むるそれから總和を求めたものがそれに出て來た答が標準のくひ違ひの形になる。

大變面倒なことを申上げたやうですが、一口口に云へば、

是迄平均の値だけを出して満足して居つたやう方は、計を取扱ふ上に不完全である。それに標準の錯差の關係を調べて、平均の値がどれ位の程度に正確であるかといふことを常に監督して研究をせねばならぬといふことを申上げ、

もう一つは是迄二つの事柄が慢然と關係があるといふことを言つて居つたのを、相關價を求めて數學的にどれ位の關係であるといふことを明に數字に示すやうにして研究を進めて行かねばならぬ譯である。





話の種

○いよ／＼警官に ピストル

いろんな方面から支障が起つて一時行儀みの状態にあつた警官のピストル携帯も此程漸く實施の運びとなり警視廳企畫課で大型二百五十挺、小型百五十挺を管内各署に交付した、このピストルは犯人追跡、御警衛の場合等は白革のバンドで上衣の下に肩からつるし外部からは携帯して居る事が判らないやうにする事になつて居るが、この分は各署中の優秀警官に試用させるのであるが成績が良好であれば更に多數購入するさうである。

○廿六で鳩ぼつば

「學問がないとどうも不便で仕様がありません、わたしを小學校へ入れて下さい……」と云つて今年二十六歳になる女が府下大崎町役場へ小學校へ入學願書を持つて來た。その感心な女は大崎にある星製薬工場へ通勤して毎日せつ／＼と働いてゐる桑島みねと云ふ女、現在上大崎一二〇井波方に同居している桑島熊男の長女で役場の方でも同人の熱心な小學校入學志望に動かされて早速大崎第一日野小學校の浅川校長に相談すると、浅川校長も職員達と協議の上いよ／＼二十六になるみねを同校尋常二年級に新学期から入學させることに決めたが、七つ八つの子供等と一緒に鳩ぼつばをやることゝなつた。

○不思議なる岩の光

◆太平洋のビスマルク群島のニュー・

ボメラニア島の荒原にある或る山の岩は、不思議な光を放ち、その光は人間の皮膚に痛みを感じさせ、又その光があたると金屬が錆るさうである、科學者はその岩にはラヂウムから然らざれば放射能力を有する礦物を含んでゐるのだと信じている、濠洲政府では最近探險隊をニュー・ボメラニア島に派遣し、目下その岩を分折中である。

○秩父宮殿下の 御平民ぶり

▲事は舊聞に屬するが、秩父宮殿下が昨臘末、越後赤倉へスキー御練習の爲に成らせられた時のお話である殿下の御練習ぶりを觀て居つた附近の子供等が殿下に「オマンは天子様のオツチャンかネ」と突然お問ひ申し上げたものだ、それは越後の方言で「アナタは天子様の御次男かネ」といふのだ殿下はニコ／＼笑はせ給うてお氣輕に「あア

さうだ」と仰せられると子供はまたしても「それにしちや、スキーは下手だね」と申上げた▲お附の人たちは恐縮して居るのに殿下は「それだからお前たちから習ひに來て居るのだよ」と仰せられた殿下の御平民ぶりには今更ながら恐れ入ると、當日のスキー御指導役であつた高田師範の阿部教諭は語た。

○對外感謝帳を 米國務省に陳列

日本の大震災に對し米國その他の諸國が多額の金品を寄贈した事は日本國民の多大の感謝を受けたが今回米國政府も東京駐劄代理大使ジェフアーンソン・ガツフレイ氏の手を経て日本國民の「感謝の印」としておくられた日本國民五十萬人の署名せる「對外感謝帳」を受け取つてこれを國務省に陳列して一般の縦

覽に供してゐる。

○二萬貫の梵鐘



名古屋市東區田代町覺王山日蓮寺では建立二十周年記念として梵鐘鑄造に

十九貫の大男

二月二十日來朝したラコニア號の觀光客七百幾十人の一行中にチャレス・ブリストラーといふ六十八歳の老人がゐる、彼は無意味の詩の作者で既に二千三百の「無意味の詩」を作つてゐる、またニュヨン博士は死刑の執行に電氣掛掛を使用することを始めて考へ出した人である。

○米國觀光團

着手しこの四月十五日竣工の筈だが梵鐘は高さ一丈五尺、直徑九尺五寸、厚さ一尺、重量二萬貫の大梵鐘であると。

科學知識

耐火防腐劑の大發明

我國の林學界の先聲である耐火劑の研究では既に世界的權威として知られる前農商務技師林學博士志賀泰山氏は研究に没頭すること三十餘年、すでに數種の耐火劑を發明して居るが、然もより完全なものを作り出したいと自宅研究室に籠つて引續き研鑽に餘念なかつた處偶々昨年の大震災を面の當りに見て更に一層の熱心を加へ、今度從來の發明に數等まさる完全な耐火防腐劑の發明に成功しその實驗もこの程秘了し近く具體的の發表を見る筈である。博士の談に寄ると此の藥液は防火と防腐とを兼ねたもので、無色無臭無毒で、木材に充分浸み込ませるか、表面に塗

るか、又は機械的に木ノ髓まで藥を注入すれば完全に耐火になるものである。耐火劑といつても最も廉價なものではなければ實用に供せない、鐵筋コンクリートは大きな建築には勿論よいが我々の住宅には高價につき過ぎるし、且つ吾々の住宅は西洋の直譯では面白くない、やはり日本個有の風俗氣候に合ふ様にしなければならぬ、東京の建築を復興させるにも表通りは鐵筋でよいが裏通りなどは木造をやめる譯にはゆかない兎に角大部分は木造であるが其れには是非耐火木材を必要とするので、左様でなければ安心されない尙ほ右志賀博士發明にかゝる防火防腐材は研究中途で既に乃木神社建築に使用された相であるが、同神社造營に當つた内務省の大江技師は志賀博士の新發明の卓越さを激賞して「外國で發明されたもので今商人の手で日本に輸入されやうとするものもあるが、それは濕氣の多い日本を目的として發明されたものでないから季節に依つてば、水がその木材からボタボタ出て来て到底住むに耐へない、然し志賀博士の獨特のもので日本の氣候に合せて發明されたものであり且つ火に對しては消火の効ある瓦斯を中から噴き出す故防火としては完全なものである。又價も二割位しか高くないから實用には最も適すると思ふ、日本古來の建築を保存する意味でも是非この耐火防腐劑の使用をすすめたい」と語つて居る。

無線で全國の時計調節

◇獨逸では最近無線により、たゞ一つの無線局から放送される信號により全國の時計を調節し、正確な時を傳へる事を工夫し、それがために既に實驗用の二つの建物建設せられたと

いふ事である。その一つは伯林の附近に、今一つはある高い山の山嶺に設けられてゐるさうだ、時間の信號は毎日二回、全國の官廳、鐵道、銀行會社、個人の豫約者、及び海岸に近いところにある船舶等に送るのである。

◇政府は特別の法律によつてこの無線局の仕事妨害せぬやう毎日七分間全國のすべての無線局の通信を禁止しようとしてゐる、信號をなす時刻は午後零時五十分であつて零時五十分から一時まで五分間に五つの異つた信號が與へられるのである、この信號を受取る受信機は特種のものであつて、それは個人の豫約者には貸貸される事となるだらう。

わが國の漬物の榮養

漬物は全くわれ／＼に取つて米飲に

つぐ大切な常食であるがその榮養としての價値はどんなであらう、醫學博士佐伯矩氏によると漬物それ自身の榮養價を認めるよりも寧ろ漬物の働きによつて他の食物の効用が完うされるといふ點に重きを置きたいので、即ち

- (第一) 機械的作用に依て齒を清潔強健にすること
- (第二) 唾液の分泌を促すこと
- (第三) ジアスターゼ即ち大根や人参や菜の類にふくまれてゐるジアスターゼが澱粉質の消化を良くすること
- (第四) ビータミンは古い漬物には失はれがちだが新しい物には多少含んでゐること
- (第五) 無機質を供給すること
- (第六) 腸の蠕動運動を援け便通を利すること

右の六つの効用が認められる、要するにそれは洋食の場合に於ける果物と同

産婦にかんびよう

がよい

昔から産婦には干瓢が非常によいと云はれてゐるが殊に産後の肥立には最

もよろしい又腎臓病や「ハシカ」「チブス」の回復期等にもよい由來干瓢は無毒であるからどんな病人に食はしても差支へない干瓢は長さ七尺あるもので百勿で太むきなら七十本細むきなら百本位あるから目下相場を七十錢とみても決して高くはない味増すの材料として五人位の家庭なら三本もあれば澤山である。

入りきれぬ讀書家——上野圖書館の繁昌



昔から醤油のことを紫と申しますがこれは醤油を皿に注いだ時一寸朝顔の花の濃き紫色の様な色に見えるところから名づけたものであります。いつたい世間の人々は醤油について誠に冷淡であります。されば醤油は何から造るか如何なるのが優良か如何なるのが粗悪であるかを御存じ

■醤油の色

ありますが決して、左様ではありません。濃いばかりで決して、いいのはありません。何故ならば色は着色料「カラメル」で如何様にも着けますか

油といへます即ち完全に化学分解が行はれた醤油といふ事が出来ませんが色の濃いばかりが決していいのではありません。また割がきくのもありません。

ん醤油を皿に入れて見ると赤みのあるものはよい醤油であります。どす黒いのは粗悪な醤油で着色したものであります。即ち着色せぬものは赤みが充分あります。それに伴ふて、成分も澤山ありますから割もきく味も香もいので調理に用ひても上等でありませぬ。色のみ濃い粗悪な醤油は決して徳用ではありません。(終)

□相距る一萬四千米
イル僅か二分間で

通信交換

米國のミソリー大學から電話と無線電信とを利用して一萬四千米をへだてた日本の弊城無線電信局と僅一分四十五秒で通信を交換することが出来たとて無線界の大評判となつたラヂオ・コーポレーション會社支配人サーノフ氏はミソリー大學の講堂から一般聴講者の目前でサンフランシスコの無線

電信局に電話を掛け弊城無線電信局に日本の天氣を問合はしたところ一分四十五秒で「雪降りて非常に寒い先日は記念品と金子五百ドルをいただいて有難う」といふ返事があつた、サーノフ氏は斯かる奥の方から有線電話と無線電信を聯絡してこんな長距離通信に成功したことはめづらしいことで更に今後は他の國や海上にある船舶との通信にも試みる考へであるといつてゐる。

□月 蝕

今年は東京で二度月蝕が見られる第一回は二月二十日で第二回は八月十五日である其の内今二十日の晩の皆既蝕である初虧は二十日午後十一時十八分三秒で月の左下からカケ初め皆既は翌二十一日午前零時十九分六秒であるが部分蝕と違つて皆既になると今まで地球の影に包まれて暗紅色に見えるそ

五十七分四秒から光が生じ間に復するの時は二時五十八分五秒である、月蝕はどうか起るかは今新しく説明するまでもなく地球の軌道と月の軌道は五度の傾斜で月は地球の周圍を廻りながら衛星として太陽の周圍を楕圓形の軌道を通るが太陽と地球と月とが丁度同一直線而も同一の平面にあつて月が太陽から見て地球の外側にある時には月の地球の影の内にも包まれて月蝕となる此の時地球の軌道と月の軌道の食い違ひの少いときは部分蝕で完全に影の中に這入つた時は皆既蝕となるから月蝕の時に月の世界から地球を見ると反對に日蝕の現象が見られる譯だ次に皆既蝕に月の面が赤く見えるのは太陽の光線中の赤や黄や青紫などはそれ／＼違つた波長を持つてゐるこれは光や熱や電波などはエーテルの震動と波長の長短で光とも熱とも電波ともなるといふ學説によるのである。

色の内では赤は波長は最も長く七六ミクロン一ミクロンは一(ミリメートルの千分の一)で黄色は最も短かく僅か四ミクロンであるから太陽から發した光線中地球の空氣層に入ると空氣の分子や塵にブツブツかつて波長の短かい光線は跳ね返されて分散して仕舞ひ波長の最も長い赤い光線だけは地球の空氣層中で屈折して月の面を照らすから月が赤く見えるのである。併し光りは弱いから一寸でも月が平生の光りを出すと赤色が消える又餘り空氣が曇ると赤も分散し月途屈かないから色が灰色となることがある。

□ごんな枕が衛生的か

第一堅いものよりは柔かいものが多い、堅いものは皮膚の血管を強く押しつけるから自然血液の循環を悪くするし、また頭部を強く摩擦する事になつ

て髪の毛を薄くする虞れがあるをして小さいものよりも大きいのがよい、小さいもので支へるよりも大きいもので支へる方がらくだからである高さも低いよりも高い方がよいが高過ぎると首が前に屈み込んで工合が悪いから、首と胴とまつすぐになるやうに肩の邊から自然に高くなるやうにするのが一番よい。箱枕のやうにチヨコンと高いものはよくないやうだ、それから船底のやうに動くものはいけない、頭が休まらぬのみならず、動く事によつて摩擦を起して體毛を傷ふ事になるからで空氣枕などでも空氣を一ぱい詰めると始終グラ／＼動くからなるべく落ち着いてゐるやうに空氣を柔かに詰める方がよい、夏は冷たい感じのするものは氣持はよいが、冬は自然肩の部分も暖まるやうにあたゝかみのあるものがよい(あたゝかみのあるといふのは枕を暖める意味ではなく、温を保ちう

るといふものといふ意味です)斯うしていろ／＼な條件を擧げて見ると、もみからやそばがらを入れた括り枕の大きく長めなものなどが一番よさうだ、只注意せねばならぬものはそばがらやもみからは多く卵などの保存に使はれて、往々不潔なものが交りそれが爲に悪い瓦斯などが發生するから充分清潔なものを用ひねばならぬ事と、枕は汚れやすいものであるから必ず覆ひをつけてそれを洗濯し常に清潔に保つようにせねばならぬ事である。

(横手醫學博士談)

□一頭の馬で廿一馬力

米國のホース、アソシエーションで試験したところによると、一頭の馬はいざとなればよく二十一馬力を出さうである。一頭の良馬は一噸の重さある物を垂直に擧げる力、即ち二十一封度の牽曳力を出す事が出来る、コンク

リートの道の上であると七千七百封度の目方ある農車を引くに、たゞ百二十五封度の牽曳力で引き出す事が出来る。

◆茲に興味ある比較を示すと、右と同じ重さある農車を煉瓦道の上で引くとすると、二百封度の力を要するのである。またアスファルトの上であると、三百封度の力を要し、良好なシンダー路の上であると五百二十封度の力を要するのである、これによつて見ると、馬はその道路によつて、同じく車を曳くにしても、非常な力の差を要する事が解る。

□食器の中毒

ナベ、カマといふ様なものを煮るうつわのものから中毒を起すことがあります、つまり重金属の中毒です。まづ消化器の粘膜が充血して炎症を起し烈しい腹痛や下痢をもよほします、それか

ら脈が細く弱り、皮膚も青白く冷たくなつて遂に死んでしまひます、この重金属中毒を一等起し易いものは銅、鉛、スズ、ニッケルで造つたナベやカマなどです、大體、銅、鉛、スズといふものは水にとけるものですが、従つてすぐれた味覺を持つて居る人は従つてすぐれたこれは銅ナベで造つたもの、これは

く避けた方が安全です、それから安いセトモノのうわ薬には鉛がまじつて居るものですからセトモノは一度熱湯で煮てから使つた方が安全です、煮ると質が丈夫にもなります、一等安全なものでは鐵でつくつたものです、しかしあのハンダの中に多くの場合にたくさん鉛がはいつて居る者です、いかけをしたものは用ひない様にしなければなりません、またホーローのはげた銅ナベなども危険です、それから濕氣や塩氣があるとすぐろくしよらやさびなどがつく事になりますからうつわものは使つたらきれいにふきとつておく事です、重金属の中毒したと思はれるそんな場合にはタマゴの白身を飲んでその吸収力を妨げると同時にヒマシ油といふ様な静かな下劑をかける様にしなければなりません、また胸にまだたまつて居る様な場合には指や鳥の羽などをさしこんではいけません、さしむるん體は静にしておいて局部をあたためなければなりません。

(佐伯博士談)



□皇太子殿下

御成婚の御

儀御報告

皇太子殿下及同妃殿下には伊勢神宮及畷傍、桃山御陵に御成婚奉告の爲め去月二十二日御西下あらせられた。伊勢大廟御報告の御儀は廿四日いとも殿に行はせられた。御儀の次第を謹記し奉れば

御肩を並べさせ

られ敬虔な御黙禱



を開き御幌をあげ御供進の幣物を一々案上に奉安し御階の

(下殿兩、るらせ謁に宮神)

鹵薄は途中何等の故障なく午前十時四十五分豊受太神宮の神域に御着、兩殿下は第二鳥居内側に御の車を棄てさせられ西園寺式部次長珍田東宮大夫前行、入江侍従長、同侍従、島津東宮妃女官長、同女官御供申上げ次に奈良東宮武官長同武官、戸田東宮事務官、高橋侍醫等扈從し塵一つ止めぬ淨砂に簀子を敷きつめた上を外玉垣御門内まで進ませられ兩殿下には此處で禰宜二人から大麻御鹽を受けさせられ内玉垣御門内で東宮侍従同女官奉仕の下に御手洗遊ばされ内玉垣御門内に御參進遊ばされた、これより先午前十時神宮祭主久邇宮多嘉王殿下、三條西大宮司、熊谷宮小宮司は正殿の御扉

下に候すると兩殿下は佐伯掌典の前行で、入江侍従長、島津女官長後に候し内玉垣御門から熊谷宮小宮司御前行申上げ正殿内院まで御參進、皇太子殿下は正殿に直面して右側に、妃殿下には左側に御肩を並べて御起立のまゝ、佐伯掌典の奉持する玉串を御手に取られ兩殿下は玆に大御神の御前に暫らく御黙禱ありて御婚儀の趣きを念ぜらる、その敬虔なる御様子には侍立の人々も感泣し参らせた、黙禱を了らせられた皇太子殿下には御手の玉串を三條西大宮司に又妃殿下には熊谷小宮司に



御手渡しあり兩宮司は更に此玉串を祭主宮多嘉王殿下に傳

(上) (下)

(大) (小)

(兩) (殿)

(下) (殿)

(御) (所)

(出) (門)

更に内宮御參拜

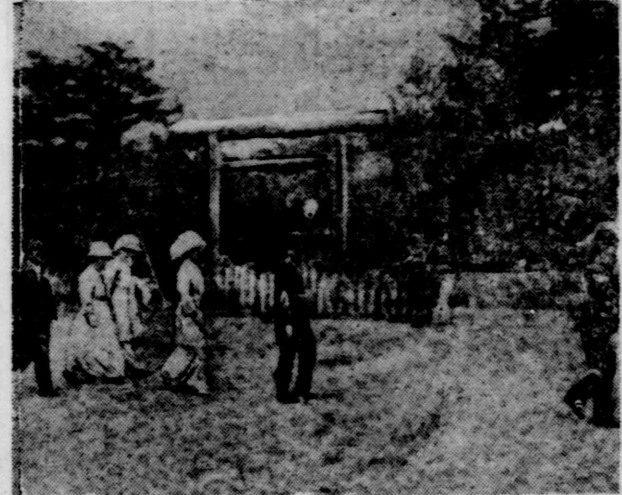
敬祭主宮はこれを神前に奉獻し了つて幣帛を獻進して玆に豊受大神宮の儀を滞りなく了らせられ午前十一時更に鹵薄を整へて熱誠なる市民の奉送裡に御泊所へと還啓相成つた

外宮の御拜を終らせられた兩殿下には午後一時卅分午前と同様特別公式鹵薄にて皇太神宮に御拜遊ばされた、鹵薄は御

泊所前から一旦浦田町に引返して御成街道に出で此處から

宇治橋に向つて進む、如雪園前を過ぎて神さびた宇治橋を渡る時は言語に絶する壯觀であるハタ／＼とはためく皇太子旗と甘餘の儀仗旗が清い五十鈴の流れに影を宿し小豆色の御召車が神域の奥深く進入する神々しさ、轟々たる老杉の樹立と鬱々たる樟の樹蔭に鎮座まします皇太神宮に謁するの儀も外宮と同様の次第で些の滞りもなく取運ばれ兩殿下には二時十分御泊所に還御遊ばされた。

皇祖神宮に芽出度御成婚御奉告の御儀を挙げさせられた兩殿下は廿五日熱誠こめた山田市民の奉送中を平安の都へと向はせられ、其夜京都大宮御所に御駐泊、翌二十六日畝傍山陵御奉告せらる、當日は殿下には陸軍中佐の御正装に大動位菊花章を妃殿下には純白雪の如きローブ・モントント、御胸に勳一等



兩殿下桃山御陵へ

成つた、午後二時畝傍御發車御機嫌最と麗はしく京都御

金に充當するものに限る事
 二、貸出高は百圓以上五百圓以下
 三、擔保は出来るだけとるが擔保のない者には無擔保で差支ないけれ共其代り保證人を要す
 四、返済期限は六ヶ月乃至一ケ年であるが期間の更新を許す
 五、返済方法は一時拂を原則とするが場合に依て分割拂でもよい
 六、利息は年一割以下
 七、資金は必ず約束の用途に使用する事等である。

盛飾せる市街の美觀を御覽願路市民の奉送を受けさせられ九時四十分京都御着、同四十八分御發車、御機嫌麗はしく南下遊ばされた、御召列車は午前十一四十五分畝傍驛に着、直に十重二十重に奉迎せる堵列の中を山陵さして進ませらる。御陵の御門内に御進入兩殿下には建國三千年の基礎を固め給ふた神武帝の神靈に對して御成婚の次第を具に御奉告遊ばされ次で實祚の無窮を念じ給ふ、鬱蒼たる神陵の御前に御心籠めて黙禱し給ふ壯嚴さ梢を吹く風も音を鎮めて天地靜寂の氣供奉の人々にヒシヒシと沁み渡る、やがて黙禱を終らせ給う兩殿下には參進と同様の次第にて休所へ御退下相

駐泊所へ還啓遊ばさる、翌日は又桃山御陵に御參拜の爲めに午前十時十五分大宮御所を出でさせ給ひ公式歯薄を拜せんものと打集ふ民草の沿道に堵を築いてゐる中を京都驛に向はせられた。午前十時五十分桃山驛御着、御少憩の御暇もなく直ちに明治天皇御陵に向はせらる。兩殿下には肅然として御成婚の次第を御奉告御黙禱遊ばさる。

神域寂々として太古のやうなのに御祖父大帝の靈に額づき給ふ兩殿下の御姿は涙ぐましいまで崇高を極めさせらる右終らせられて更に御徒歩にて照憲皇太后東御陵に御參拜御親告ありてこれにて滞りもなく御報告を終らせられた翌二十八日京都を御出發その夜沼津に兩陛下に御旅の物語りを聞え上げさせ廿九日御恙なく赤阪の御所に御還啓遊ばされた。

□資本の貸出

小資本融通の機關がない爲に今以つてバラツクにあるといふ氣の毒な小商人の爲めに震災善後會から社會事業にと三十萬圓の寄附を受けたので早速其中十萬圓を社會事業協會に交付し既設の公設質屋及び職業紹介所を通じて小資本の貸出しを三月一日から開始する事となつた貸出の規程は、一、資金貸出しは府下在住の罹災者で商工業其他生業の資

□防疫隊を繰出し蠅退治

世間が天然痘で騒いで居る間に、腸チブスも愈猖獗して、警視廳管内で患者は一月中七百五十二人を出して、昨年三倍にも達し、二月に入つてからは二十五日迄に既に六百五十五人の多數患者を出して、今更に當局を驚かした形ちだが、殊に恐るべきは、春から夏にかけては病菌の媒介者である蠅が猛烈に繁殖するので、警視廳衛生部では蠅退治を計畫中であつた所、其準備が出来上り、三月一日から大仕掛けて實施してゐる。その爲めに新に蠅退治班を組織し

て三百人の人夫を雇入れて、一隊には防疫監吏、各區吏、
巡查數名、人夫五名を所屬として、各區に之れを三隊乃至
六隊宛派遣し、退治班は各戸の埃箱、流しもと、公衆便所
等に、消毒劑クレシン、クレゾール等を撒布して歩くもの
で、約三週間の豫定である。

□震災記念展覧會

東京市社會教育課では上野公園の自治館に、震災記念物
蒐集事務所を設け、電車に廣告もして震災を記念するに足
る有らゆる物を一般から集めて居るが、二月十七日から申
込みの契約の済んだ分の搬入を急いでゐるが、今までの申
込み数は二百七十三點で搬入された重なるものは原庭署の巡
査が震災當時本所被服廠跡で大活動をやつた際に着けてお
た服でボロ／＼になつて血痕さへ附着し見るも凄惨な當時
の状態を物語るに足る官服を初め、お顔が半分に碎けた回
向院の金佛同院地蔵様の黒焦げになつたもの等が先づ集ま
つた中で人目を惹いてゐる、此の記念物は整理の上四月一
日から公開するさうで追つては震災記念館を建てる計畫で
あると、尙毎年九月一日を震災記念日として記念講演會を
開く事も計畫され、先づ今年九月一日は大規模に行ふさう
である。

□東京を體育都市化する計畫

體育獎勵の輿論に刺戟されつゝあつた市當局は此の震災
をチャンスに生れ更る東京市をして世界第一の體育都市を
建設しようとして過般市の社會教育課事務課公園課が何れも發
起となり協議を重ねた結果互の諸案を市長の賛同を経て來
る市會に提出する事になつた案の内容を聞くと今回新築す
る市内五十の小學校運動場を一枚六百坪以上千八百坪とし
(生徒一人當り一坪の)夜間は強力な電燈を設備し、放課
後並に日曜には一般市民に開放する又今回宮内省から下附
された猿江の御料地一萬九千坪には四ヶ所の野球場と十數
個のテニスコートを設け専ら本所深川の工場従業員の體育
場となし洲崎埋立地内の市有地一萬二千坪は市の運動公園
とし野球場テニスコート、トラック、フットボール、蹴球場、プ
ールと約百萬圓の建築費を投ずる市の體育研究所を設け芝
公園は改造して山門前の電車道路を東に移しグラウンドを
取擴げ二百米のトラックと周圍に其のスタンドを造り今の
プールの隣は兒童遊園地とし滑臺、遊動園木砂場を配置し
日比谷公園の芝生は築山を撤廢し七千餘坪の野球場とトラ
ック、フットボールを設け築山とグラウンドを三尺掘下した土を
以て周圍にスタンドを建設する一方府下多摩の市營共同墓

地の中央に五萬坪の郊外運動場を設ける計畫もある其他市
としては最も運動に御熱心な攝政官御成婚を記念する爲め
市の中央に大スタヂアムを建造する案を樹て其の敷地を物
色中の處二重橋前楠公銅像を中心とする二萬餘坪と四谷見
附から牛込見附に至る外濠四萬坪が最も適當であるとの專
門家の 見に来る三日中央亭に發會式を擧げる東京にある
各運動 體の首腦者からなる東京アスレチックス俱樂部員
と會見し協議の上直ちに宮内省内務省に向つて兩土地下附
の實行運動に着手する筈である右諸案實現の曉には明治神
宮の外苑競技場を首め復興院が計畫してゐる各所の運動公
園と共に東京市は全世界に有名な體育都市化するであら
う。

□隅田川の兩岸に大公園

帝都の復興と共に今までの公園とは趣を異にした新公園
が三箇所に出來る事になり目下復興局の公園課でその計畫
を進めてゐる三つの公園と云ふのは隅田川に出來るものと
日本橋及本所深川方面に出來るものとでまだ地域も確定し
てゐないが公園課では新公園の趣向に就て熱心に研究の歩
を進めてゐる大體こんな具合にしようと思ふ公園課の腹案
に就いて一つ宛通べて見よう三公園の中で第一に規模も大

きく趣向も異つてゐるのは隅田川公園(假の名)であるこ
れは隅田川を中に挟んだ言問方面十五六町の兩岸で巾は狭
い所は四五間廣い所は六十間でその堤防は誰も知つてゐ
る如く櫻の名所である特徴はあの隅田川を中に挟んでゐる
と云ふことで川を利用し隨所に短艇を浮べて遊べるやうに
設備すると共に各所に渡船場を設けて兩岸の往復を便利に
するこの公園は市民が緩つくり一日清遊することが出来る
やうにと云ふのが眼目で道路も車馬の通る所と人道とは全
く別にして危険のないやうにする計畫である兩岸の堤防は
櫻だけでは物足りないやうに紅葉を植ゑ秋の風情を添へよう
と云ふ子供の遊び場所や運動場を作ることとは勿論だが馬場
なども設けるさうであるかうした河畔公園はテームス川を
始め紐育のハドソン川ボストンのチャールズ川等世界的大
都市には皆立派なものが出來てゐる隅田川公園も之等のリ
バーサイドパークに勝るとも劣らない。

□小學教科書の根本的改造計畫

文部省では來年度に於て高等小學校用教科書の根本的改
造を斷行する方針を決定し先づ以て來る五月中旬を期し久
しく休會中であつた處の教科書調査會を招集の上大改正要
項並に尋常小學校第五六兩學年用地理教科書(兒童並に教

師用)の大修正に關する件を諮詢する筈であるが其要領を摘記すると

△歴史 △讀本 △算術 △修身 △理科
の五種に對し大改造を施す譯で讀本修身歴史理科等の如きは教材範圍を擴張し文意は難解を避け出來得る限り平易を計り國民生活に交渉の多い教材を蒐集することに努め殊に地理書(尋常五、六學年用)の如きは新陳代謝的に教材を變更し尋常科六學年には外國事情を加入することに内定した尙算術書は高等三學年用に對し大修正を行ふ方針であるが大正十四年度より義務教育年限延長實施の關係に顧慮して躊躇の嫌ひあるが大體に於て高等一、二兩學年用に對しては大改造を實施し大正十四年度より使用せしむる豫定である。

□建築物法に大改正

燒跡の區別整理は五月頃から着手する事になつたから、本年中には全部本建築に取掛ゝる事が出來る模様で、これに伴ふ建築法令の改正に就いても大體の方針が決定したので、都市計畫の委員會へ提案の上近く發布される運びとな

つた、右法規の内容に就いて佐野利器博士は、二月廿五日東京市會の復興委員會席上で次のやうに述べた。建築に對する地域の問題については、商業工業、居住の三地域に區分し、この外に未指定地域を設けるが、居住地内には一馬力以上の動力と十五名以上の職工を有する工場の建築を禁じ、商業地域に對しては十馬力以上の動力と五十名以上の職工を有する工場の設置を許さない事とする、又工業地域では三十馬力以上の動力と、職工百名以上を有する工場を包容し、その中間にたるものは未指定地域へ適宜これを許す方針であるが、日刊新聞社の如き特別の事情あるものは、別とし、同地に各地域とも住宅の建築は一向差支へない、市街地建築物法の改正は既に大正九年十二月から實施されてゐるが、これにも多少の修正を加へる事になつてゐる、その主なる點は建物の構造で、住宅地域に於ける建物は敷地の六割、商業地域では八割までとし、木造家屋では軒高を三十尺と定め、四十二尺まで認める方針をとつたが、柱の太さにおいても現行法より二割を増し筋かひ又ははぼゞづえを施す事とした、屋根瓦も一枚毎に針金等で喰ひ止める事にしたが、尙ほ建物の高さを三十尺に壁の長さ厚さにも制限を加へ、煙突は三十尺と定め、鐵筋混凝土の建造物は震火の被害が比較的少かつたから大體現行法規をその

まゝにした、以上の如く今回の制限は何れも地震による建

物崩壞の力を數字的に現はしてこれに耐へ得るやうに定めたものであるが、防火地域の制定については、商業地域其の他全国的に影響を及ぼすやうな地區を悉く防火地區とし、これに二千萬圓の豫算で神田、日本橋京橋の如き新道路幹線の兩側各幅員六間に對して、一般的建築物に建坪一坪につき五十圓の補助を與へる積りである」と

□障害物排除機を汽車に取附

門司鐵道局では近來頻發する列車妨害事件を防止する爲線路上に横たはる障害物を除去する障害物排除機ハイロットを機關車の前部に設備することとなり製作に着手した、差當り三



十個を至急製作して下關東京間の特急列車を始め山陽線、九州線、各線の急行列車に設備

を急いで居るが遅くも四月一日から實施することが出來る見込から實施することを得、價額も一個二百圓で出來る由で設備完成の上は指事列車妨害事件の發生を防止する紋す上に於て大いに成績を挙げ得べく期待されて居る、我國で此の於人設備をして居るのは何處もなく、於事今回門司鐵道局で最初の試みる務あると。

□一年間の借地

借家調停局

裁判の民衆化から全國五ヶ所に置かれた借地借家調停局

はもう一年五ヶ月もたつて益々その必要を感じ利用するもの多くなり二月十六日午後大阪控訴院大會議室で開かれた大阪借家借地調停委員會席上でも昨一年間の統計を發表したが實に驚くべき數字を示してゐる、即ち、東京が第一で千九百卅九件、次ぎは大阪五百七十六件、京都百廿六件、神戸五十七件、横濱四十一件で成績からいふと大阪が第一で四百七十七件まで成立し不成立は僅に二十件に過ぎず東京の成立四十八件に比べて遙に好成績であるまた震災で新に起つた東京の調停事務も可なり多く建設收去買収五百卅件、バラツク賃借七十六件、バラツク賃料十三件の申請があつた、また大阪で取扱つた借家争議で一事件に最も利害關係人の多かつたのは五十七人に及んでゐる。

○思想善導機關設置

・清浦首相は國民精神の作興を以て内閣政綱中の眼目とし地方長官會議神佛各宗各派の代表者招待會其他機會ある毎に之が宣揚を力説訓示する所あつたが今回各省に分轄管掌されて居る國民思想の善導作興に關係を有する各機關を統一したる恒久的機關を設置するの案を決定した右は各方面の權威ある學者宗教家に依つて組織され總理大臣の諮問機關となすものであると。

○米國赤十字社からの震災義金處分

昨年の大震災に對する海外各國よりの同情は非常なものであつたが、殊に米國では同國赤十字社の肝煎で募集した義捐金は大概九百萬圓といふ巨額に上り、その内三百萬圓は見舞として物品購入に充て残り六百萬圓は正金で既に我が内務省の手許に届いてゐる、政府ではこの米國の厚誼に對して最も有効な有意義な使途に就ては如何とよい智を搾り合つて攻究中であつたが焦眉の應急問題として之を基本金として半慈善的な實費の大規模の一大病院を設立して中産階級のために大いに便宜を與ふべく計劃中であると。

○諸官省の能率増進に能率局を設けよと建議

帝都復興事業の一として各官省に能率増進に關する施設を促すべくさきに産業能率研究會外都下の能率研究五團體は政府にこれを建議し目下その實現に就て動中であるがその主張する所によれば、この際政府は能率局の如き機關を設け専門技師を置き役人の日々の仕事の組織を根本から調査し科學的に改善せしめんとするので、若しこの方法が

採用されるれば今の御役所仕事は根本から改められる譯である右につき一能率技師は曰く

お役所仕事御役人仕事と言へば間が抜けて時間も長くかゝり全く急場の場合には合はないものとされてゐるがこれは現在の官省の組織が全く悪いからで例へば何かお役所に出入すると受付けの下役人から主任に、主任から課長に、課長から局長、局長から次官なり大臣なりに出して印を押して貰ふ、然し大抵の場合主任以上はその仕事の實際は知らないから何れも官印で實際その願書の成否は受付けた一番下の役人が決定して居るのである、組織が悪いから形式上どうしてもそれだけの印を必要とするのでその間どうしても時日を要する、これではちつとも能率の上る譯がなく迷惑するのは人民ばかりである、然も若し過失があれば大抵は上の役人が悪いと叱責される責任の所在は眞に何處だか不明である。そして各々自分の仕事は何であるか十分に判らない、これでは能率の上る譯がない、能率局では先づその組織を科學的にし責任の所在をもつと適切にしなければならぬこんな例はお役所にはいくらかもあるが能率局ではそれを改善し従つて俸給制度も能率を標準にせなければならぬ。

○火中に斃れた犠牲警官の表彰

大震災當時の警官功勞者は豫て警視廳で調査中であつたが今二十日午後一時から馬場先門内の警視廳新廳舎に於て之れを表彰すべく功勞章並に特別賞の傳達式を行つた表彰された者は

- △功勞記章及特別賞日比谷巡查岡本繁英、同屬署巡查部長故小野塚與八△特別賞相生署警部補西周治財門、同巡查部長故生江西作外二十六名△原庭署警部補故和田喜藏

其の外各署に亘り全部で五十八名で此の中岡本巡查を除く五十七名は皆灰燼の裡に斃れた貴い犠牲者である參列者は赤池總監を始め警視廳各部長東京府會議長其他遺族の人々五十餘名で總監が表彰の次第を述べ震災當時に翹つて功勞警官の惨ましい死の有様を一句毎に涙を絞つて述べた時には遺族の中から歎歎の聲さへ洩れ一同は今更らに新しい涙を誘つた。

○看守特別訓練修業

客年十二月十五日より平壤、大邱の兩刑務所に於て施行中なりし第四回朝鮮看守特別訓練生の修業式を一月四日前

記各刑務所に於て舉行された。又一月十五日より第五回看守特別訓練入所式を看守教習所に於いて舉行したと。

無題録

前典獄連舊交を温む

善く云へば刑務界の元勳、悪く云へば落伍者であるが、有りの儘に云へば典獄上りの古老が東京市の内外に十數人居を構へて居る、現職は震災後に起つた借地借家事件の調停委員、舊藩主の家職やら會社の顧問格の人もあり餘生を風月に嘯く人もある。此の連中が舊交を温める爲めに時々會合しやうと云ふ議が成立て、其の第一回を刑務協會に催す、日時は三月九日の日曜午後三時と元老豊野藤澤野口三氏の名で召集狀が發せられた。當日松山、和田、三井等數氏缺席で集つたのが十名であつた、大半は福徳を具えた閑人であるから最初から罪のない懷舊談に花が咲いた、「君は變らない」「イヤ變つた、頭が禿げた」禿げるのは當然だが顔は若い、「君は髯を剃つたな」君は酒を廢めたか、いのちが惜しいな」「若い妻君の持主は……」「恩給成金におこつて貰いたい」アツハツハの連發で誰は何處に、何某は何をやつて居ると問ひつ語りつ諧謔に時過ぎて震災の話が出る、藤澤氏は「人力を盡せば燒失を免れたであらうと思はれる

のが澤山あつた。住友銀行の燒けなかつたのは社員數名の努力だ、帝國ホテルの潰れなかつたのは屋根が輕かつたからだ、淺草の觀音堂は昨年屋根を葺替へた許りであつたから瓦が落ちなかつた」それから「と實例を陳べて、すると渡邊氏は雪國の屋根の葺方や瓦の型の説明があり、話が飛んで借地事件の調停に移ると、藤澤氏は「淺草區内の事件癡任だが多い日は八件位片付けるが紛糾して來ると三件位しか片付かぬ、取扱つた事件中大抵は借地人に無理がある、それで貸主に對しては私に免じて猶豫して遣て呉れと調停委員が頭を下けるのだ、委員は怒ることは禁物だ、根氣強く頼むでなくては調停の効を奏せぬ」野口氏「そうだ怒つたり嚇したりしてはいかぬ、俺の受持は本郷だが、一日二件位で割合に穩かに片付く、旨く片付くと愉快だ」と一しきり實驗談が交換される、談は進んで仲裁の要諦統御の秘訣といふやうな實應談があつて豊野氏は「此兩三日前物故された實業界の大立物、和田豐治氏が部下を警めた言葉に、人間は錫のやうでなくてはならぬ、見たところでは艶も素氣もないが、噛み締めれば噛み締めるほど味があるといふのでなくてはならぬ」に一同成程と首肯いて、お互に今日まで懇親を結んで來たが今後益々味が出るやうにと默契したそれから酒酌のみ交はしつゝ、誰やらが此會に命名

してはと唱へると、森氏から温故會はどうだと動議を出す、隣席から勝手放題會はどうだと混ぜ返し、ワツハツハくでオヂヤン、野口氏の謡曲寶生流「花さかば……」の一節豊野氏の喜多流「松風花の跡とひて……」森氏の金春流「花さかば……」で拍手喝采、鞍馬天狗の大賑ひ、野口氏の二上り三下りの口三味線で芽出度終了、今後は大に意義あらしむべく三ヶ月に一回會合、次回は花見季節を空ふすべからずとあつて臨時會を郊外中野打越の森氏邸に催す事を申合せて七時散會した。

當日會合したのは左の人々であつた。

- 藤澤 正 啓 野口 謹 造
- 豊野 胤 珍 森 元 祐
- 荒木 賢 愛 渡邊 武 直

- 芋川 正 義 永 田 包 雄
- 島田 榮 造 香 川 又 二 郎

指紋課も遂に廢止

萬國警察連絡會議の結果、我國でも最近の刑事捜索法として、昨年二月から東京、大阪、福岡の二府一縣に指紋課を設け、専任を置いてその成績を試みつゝあつたが、とても全國の犯罪人の指紋を少數の専任で整理することは困難であり、それに震災後内務省の經費や設備の上に多大の故障を生じて來たので、滿一箇年の試みも餘り成績を見ることなくして廢止し、警察部の刑事課の下に併合することになつて了つたといふ。

清浦首相の訓示 (二月十二日地方長官會議に於て)

諸君不肖曩に大命を拜して内閣を組織し茲に諸君と相會して邦家現今の要務に關し所見を陳述致しますのは私の最も欣幸とする所であります

皇太子殿下の御成婚が去る一月二十六日を以て滞なく済ませられ舉國奉賀の誠を致しましたことは國民と共に衷心より御悦び申上ぐる次第でありまして此上とも 皇室の御繁榮を祈て措かないのであります尙其の際兒童獎學並社會事業助成の御恩召を以て特に内帑の資を賜はり功勞者に對して亦金品を下賜あらせられ何時もながら我 皇宮の至仁至慈にましますことを拜しましたのは誠に感激に勝へぬ所でありまして諸君に於ても御趣旨を奉體して聖恩を對揚せられむことを希望致します今回

衆議院解散となり來る五月十日を以て臨時總選舉を施行せらるゝこととなりました解散の理由は既に略ぼ御

承知のことと思ひますが此の機會に於て尙親しく理由を闡明致します不肖曩に内閣組織の大命を拜しますや微力其の任に堪へざることを恐れたのでありますが眞重考慮致しました結果時局重大の折柄大命を拜辭するは臣子の分として當を得たるものに非ずと信じ決然起つて内閣を組織致したのであります組閣の手續等に關しまして世間に傳ふる種々の批難は全く事實を謬るものでありまして畢竟誤解に出でたるものなることを明言して憚らぬのであります又現内閣を目して所謂特權内閣なりとし憲政の本旨に背き民意に副はざるものであると言ふ者がありますけれども之は理論上何等の根據もなく實際に於ても政治の實情に通じないことと信じます元來立憲政治の運用として内閣の組織は成るべく衆議院を基礎とし政黨に據るを便宜と致しますが之は必ずしも憲法の要求する所ではありませんせん言ふ迄もなく閣

員の任命は一に大權に屬し外間の容喙を許さないのであります隨て貴族院議員の多數を占むる内閣を組織したからと云つて直に非立憲なりと斷するの當を得ないことは勿論であります内閣の立憲的なりや否やは寧ろ其の實行する政綱政策に依つて之を判定すべきものであつて

組閣の方法 閣員の如何に依つて決すべきものに非ずと信するのであります現内閣の閣員は席を貴族院に置く者多數なるの故を以て殊更に特權階級内閣なりと揚言するが如きことは何等の理據なきのみならず却て階級闘争を煽動して社會の紛糾を滋からしめ延びて如何なる禍害を國家に及ぼすやも測り難しと思ひます從來我邦政治の實情に觀まするに政黨に基礎を置かずとして貴族院議員を以て組織した内閣に對して之を援助したる政黨もあり又常に憲政の常道論を主張した政黨でありながら主義政策に依つて之を是非せむとした實例もあるのであります然るに獨り現内閣に對して

政黨に基礎を有せざるの理由を以て反對を表するは實に其の意を解することを得ないのであります私の理想としては健全なる政黨の發達に依り政黨を基礎とする内閣出現し憲政の運用宜しきを得むことを希望致しますが今日政界の實際に於きまして斯の如き内閣の實現は遺憾ながら誠に困難なのであります然るに現内閣に對して政綱政策の當否を窮めず其の實行の如何をも問はずして單に組閣の形式論に依つて信任せずと放言し而かも謬りたる事實を基礎として衆論を煽動し政權争奪に没頭して眼中國家なきが如きは眞に我憲政の爲痛嘆に堪へぬのであります國家極めて多事多難にして前途頗る憂慮すべき時なるを顧みず徒らに政局を紛糾せしめ國民の福利を進め國運の發展を期するの政策遂行を阻止するの責は現内閣に在らずして斯の如き政争を事とする者に在りと謂はざるを得ぬのであります抑々衆議院は公正なる國民議政の府でありまして議員たるものは須らく大局を達觀し以て參政の重責に膺り一意國民利福を企圖すべきであります然るに衆議院に於ける或る黨派は初めより内閣倒壊を宣言し殊に過般衆議院の議場に於て

は毫も議事を進行せむとするの念なく議員たるの本分に背きて國政協賛の重任を竭すの誠意を缺き其行動は終始國民の期待に副はざるものと認めましたので遂に衆議院の解散を奏請するの已むを得ざるに至つたのであります大正十三年度豫算は斯の如き次第で遂に遺憾ながら其の成立を見る事が出来なかつたので政府は茲に憲法の規定に據りまして

前年度豫算を施行するの外なきこととなつたのであります而して施行豫算の範圍内に於て必要とする實行豫算は目下別に之が編成中であります固より財政緊縮の切なるは依然として異なる所がありませぬから鋭意行政及財政上の整理を圖つて節約の實を擧ぐるに勉めまするは勿論であります之れと共に各般必要の施設は追加豫算として之を總選舉後の特別議會に提出して緊急措くべからざる場合に際しましては相當臨機の處置を致す考であります尙地方の兩政整理に至りましては中央に於ける整理と相対つて今後一層諸君の努力に依り眞に其の實績を擧げたいと存じます現内閣は成立日尙淺いのでありますけれども期する所専ら民意國情に察しまして政綱

政策の實效を收むるに在りますことは言を俟たない所であります即ち外は列強と協調提契して世界の平和と文明の發展とに貢献し其の交友關係を増進致すと共に正義と人道とに立脚し國際上に於ける我國家及國民の正當なる地歩を愈々鞏固ならしめんことを期して居るのであります之と共に内は我邦現下の情勢に顧み諸般の事項に亘つて施設を要すること多々あると信するのであります歐洲大戰以來久しく動搖を續けました我思想界は昨秋の大震災に依りて頓に戒愼を加へられたやうでありましたけれども頽勢は容易に回轉することが出来ませむで近時更に變調其の甚しきを加へむとして居るのであります隨つて此の際特に剛健なる國民精神の作興を圖るの極めて緊要なるを痛感するのであります之が爲先般煥發せられました大詔の御趣旨を奉體致しまするに就て最善の努力を盡す積りであります新に神祇院を設置して敬神崇祖の美德を奨むると共に官紀の振刷綱紀の肅正に勉めますのも一に

民風の作興に資せむとする趣旨に外ならぬのであります諸君は地方に於て夫々適當なる方法を講じて特に意を國民精神の作興に用むむことを切望するのであります衆議院議員選舉權を擴張して更に民意暢達の途を開き國民をして國家に對する奉公の念慮を厚からしめ以て民心の安定を圖りますことは之れ亦刻下の急務と信じまして選舉法の改正に就きましては既に成案を得て議會に提出の準備中であります念ふに健全なる國民思想を鼓吹して時弊を矯正致しまするは更に幾多の施設を必要とすべきは論を待たないのでありますけれども之れが基調たり中核たるは實に國民教育を改善充實するに在るのであります政府は乃ち財政の許す範圍に於て多年の懸案たる義務教育年限延長の實施に關しまして適當なる計畫を立てる考であります

經濟の振興は思想問題と相対つて最も主要の時務であると信じます政府は現時の國情に察して農村振興を圖るの特に緊切なるを認め農事行政の統一刷新を期する爲新に農務の一省を設置することに就て目下準備致して居ります尙自作農の創設維持小作事情の改善其の他農村の健全なる發展に資すべき各種の事項に就きましては政府に於て固より之に處するの措置を講じますけれども諸君に於ても亦地方の實情に應じて畫策其の宜しきを制せられ以て其の効果を擧ぐるに勉められむことを望みます帝都の復興を始め其の他震災に因る各種復興の事業は今や僅に其の緒に就きたるに過ぎませむ政府は既定の計畫に基きまして成るべく速に其實行を期すると共に此の際進で産業及貿易の進展隆昌を圖るの極めて必要なるを念ひ帝國經濟會議を新設して汎く官民の衆智を聚め以て經濟の振興國力の充實を期せんとするのであります今次の衆議院議員の總選舉は目下の政情に察しまするのに其競争の激甚なることは想像に難からぬのであります隨つて選舉に關しましては豫め周到の用意を竭して遺漏なきを期しますと共に

嚴正公平 苟も一黨一派に偏倚することなく國民をして自由意志の下に選舉權の行使を得せしめまして眞に其の意志を伸達せしめなければならぬと信じます是れ實に憲法政治の要諦であつて歴代當局者の期待したる所も等し

く此にあつたのであります然しながら従來行はれた選舉の跡に就て見まするに遺憾とする所も尠なくなつたのでありますから今次の選舉に於きましては特に一段の注意と一層の努力とを以て措置其の宜しきを誤らず嚴に取締を勵行して選舉界の宿弊を一掃し範を他日に貽すの意氣込みを以て事に當らむことを望むのであります願ふに

著實穩健 なる公私を通じて必ず守るべき要義であります然るに現下の政局に於ては美名の下に政權の獲得に熱中し其の甚しきに至つては衆論を煽動し秩序を紊り人心を不安に導き國家を齏害せむとする者のありますことは深く遺憾とする所であります此の間毅然として人心の疑懼を除き著實穩健なる美風の類勢を挽回するに努力しなければ堅實なる國家社會の進歩發達を期し得ないことと考へます諸君は地方民心の機微に察し此の美風を保持増進せしむるに十分の力を致されむことは私の特に望む所であります以上述ぶる所は現下の政務に關する梗概であります其の詳細に至りましては更に主管大臣より説示せらるゝ所があらうと考へます終に臨み諸君に政府の意の在る所を諒せられ遍ねく此の趣旨を國民に徹底せしむるに於て萬遺憾なきを期せられむことを望みます。

法 相 訓 示 (二月十八日司法官會議に於て)

一、現時の如き社會狀態の下に於ては往々奇矯の言論を弄びて國憲を蔑にし或は社會制度を破壊するの虞ある思想を宣布し之を選舉に利用して世俗を煽動し其極國民の間に新なる反感確執を激成せしむることなしとせず各位は此點に留意されんことを望む

一、惟ふに憲政の濟美は嚴正公平なる選舉の下に國民をして其自由意志に依り選舉權を行使せしむるに在り然るに近時選舉界の實情は選舉の本義を忘却し不正の手段に依り投票を左右するが如き其弊の極まる所殆んど言ふべからざ

るものあり蓋し此の如き惡風を馴致するに至りたる所以のもの國民の選舉に對する眞の理解なきに原因すと雖も亦選舉の取締徹底せず犯罪の檢舉全からざること其一因たらずんばあらず而して今次の總選舉は之を政界の訟狀に徴し競争必ず激甚なるべし各位は事態の重大なるに鑑み最も嚴肅に法律を履行し其情重きものに對しては之に臨むに體刑を以てし法の威信を示して選舉界の宿弊を一掃せざるべからず

一、近時暴行脅迫の手段に出で或は多數の威力に訴へ所謂直接行動に依つて非違を遂げんとするもの續出する傾向あるは憂慮に堪へざる現象なり若し政争の目的を達するがために此種の手段に依り選舉界を攪亂する者あるに於ては峻烈に之を糾弾せざるべからず

一、選舉事犯の檢舉は機敏を要し其審判も亦之を速かならしむべし

一、選舉の競争激甚なる結果之が關係者相互昂奮し檢舉審判の局に當るもの、言行に時として疑惑を生じ物議の因をなすことあり各位思を此に致し職務の内外を問はず嚴正身を持し公平事を執り以て司直の威信を失墜せざらんことを要す

一、今次の總選舉は新刑事訴訟法實施後最初の事なるを以て事犯の檢舉審判に當りては努めて人權を尊重し秘密を嚴守し濫りに關係者の名譽を毀損せず善く新法の精神を發揮せんことを望む

清浦首相の神佛各派招待會 (精神作興意見交換)

清浦首相は去二月二十日午前佛敎各宗各派代表者を又 つた左記首相及文相挨拶は佛敎代表者に對するものであり同日午後神職神道代表者を首相官邸に招待して國民の思 すが、神職神道代表者に對するものも大體同様であつた想善導、精神作興に付き盡力された旨懇談する所が

清浦首相挨拶

精神生活の充實 昨年關東地方に於ける大震災は其の慘害獨り帝都を始め横濱市其の他の關係市邑に止まらず國家全體に亘りまして物質的に將又精神的に非常なる打撃を與へましたことは誠に痛嘆の至りに堪へませぬ、聖上陛下に於かせられては深く罹災民の休戚と帝都其の他の復興に關して御軫念あらせられ巨額の御内帑金下賜と共に優渥なる聖旨を宣らせたまひ殊に昨秋十一月十日には更に國民精神の作興に關する大詔を換發せられまして國民の篤ふ所を昭示したまひたることは寔に恐懼感激に堪へぬ所でありませぬ、申す迄もなく國家發展の基調は一に國民の剛健なる精神に存するのであります然るに最近社會風潮を觀まするに民心動もすれば輕佻浮華に趨りて放縱に流れ信仰道義を蔑視して徒らに唯物的思想に捉はれ爲に公共の秩序社會の綱紀も漸く弛緩せむとするの傾向がある許りでなく甚しきは詭激の言動を敢てして世界に冠絶せる我國體の精華を重んぜざるが如き兆候の見えますことは洵に深憂に堪へない次第であります之が匡救に就きましては固より幾多の方法あることと存じますがそれには先づ國民の精神生活を充實せしむることが最も急務であると考えるのであります一般國民の心裡に斷へず高尚なる理想と鞏固なる信念とが漲つて居りますならば如何に奇矯過激なる思想が襲來致しましても人心些も動搖することはないのであります社會の福社國運の興隆は斯の如き國民に依つて始めて之を期待することが出来ると信ずるのであります。

教化の發揚 國民精神の振作を圖るに就きましては教育の振興に依つて智徳の増進に努め質實剛健なる氣風を涵養致しますことと亦極めて必要なるは申すまでもありませむ依て此の方面に就きましても政府は鋭意計畫して居るのであります之と同時に諸君が宗教の立場から人心の化導風教の振作に御盡瘁下さることは殊に現下の緊切なる國家的要求に應ずる焦眉の急務であると確信致すのであります諸君が各宗教團體の首腦として將た師表として多年教化

の發揚に勉められ奉公の赤誠を竭されつゝあることは私の常に敬服して措かない所でありまして其の御勞苦に對しましては厚く感謝の意を表する次第でありますが此の上とも何卒大詔の御趣旨を奉體して浮華輕佻を去り奇矯詭激を斥け質實剛健の俗を興し秩序を保ち責任を重んずるの風を奨め皇運を扶翼し國家の隆昌を圖りますことに十分の御盡力を煩し度いと存するのであります

尙此の機會に一言申し添へたいと思ひます先般皇太子殿下の御成婚を機とせられ兒童獎學並社會事業助成の思召を以て特に内帑の資を賜はり又功勞者に對して榮典金品を下賜あらせられ 皇皇の至仁至慈にましますことを拜しましたの誠に感激に勝へない次第であります諸君に於ても御趣旨を奉體せられ思想の善導と相待つて世間的使命の先驅者として此の方面にも御盡瘁あらむことを切に望みます 從來出獄人保護事業其の他夫々見るべき施設のありますことには豫て承知致しておりますが尙幾多主要なる社會事業で殘されたものもありませんし既に着手せられたものでも不完全なものもありますから今後一層斯の種事業に貢獻せられむことを望むのであります斯くの如くすれば多くの信徒中にも有力なる後援者も現はるゝこととなり之を機縁として思想の善導にも裨益する所多いと思ひます終りに臨み今日の御會同を機と致しまして時弊の匡救民心の作興に關し腹藏なき御意見の開陳を得施政の資料と爲すことが出来ますれば實に邦家の爲幸と存じます

江 木 文 相 挨拶

今回總理大臣が此の會同を催された趣旨は何れ後刻首相より御述べになる筈でありますから私より詳しく申述べる必要はありませんが簡單に一言所思の一端を申述べたいと存じます近時著しく擡頭せる輕佻詭激なる思想言動の根柢には窮極するところ物質偏傾の懸想が横つておるのであります誠に恐るべく警むべきものであります宜しく朝野一

致して此種此の思想を根本より刈除して積年の悪弊を矯めなければなりません。而して之が爲には先以て教育の施設に於て改善を要すべきことが多々ありますがそれと同時に宗教家たる各位の御盡瘁に俟つものが甚多いので種々御懇談を御願ひする積りで此度御會同を煩すことになつたのであります。而して之は決して一時の思付にあらざりて政府當局と宗教家と深き諒解の下に民心の作興思想の爲不斷の努力を爲さんとする出發點として御多忙の際殊に餘寒料峭たる折を顧みず態々御參集を願つた次第であります。而して何れ此度の會同が済みましたならば内務當局ともよく協議を遂げました上特に地方長官に此の趣旨を通達し各位の御活動に對して出來得るだけ協賛し援助せしむるやう取計ひを爲す考であります。各位にても地方長官の協力を必要とする事項に關しては夫々適當なる交渉を爲し相倚り相助けて一段の効果を擧げられむことを切望いたします。尙又從來宗教團體の企てらるゝ種々なる施設に付きましては時々主務省へ報告をさるゝやうであります。が中には報告洩れもあり又甚だ簡單に過ぎて其の意を悉さざるものもあるやうに存じます。から各位が今後施設さるゝ事項殊に民心の作興思想の善導につき御企てになる諸々の事業等に付ては成るべく具體的に詳細報告さるるやう希望いたします。又文部省としましては事情の許します範囲内に於ては出來るだけ御援助もいたし御便宜を計りたい考へであります。右一言御挨拶を兼ねて申述べた次第であります。

新 井 石 禪 答 辭

【各派協調】本日は總理大臣閣下より御招集に預り國民精神作興に關し續々懇切なる御話しを承はりたるは國民思想の現状に鑑み悉くも眞に宸襟を惱まされ大詔を煥發あらせられたる聖慮に對し國政變理の全責任を負擔せる總理大臣閣下の御心勞の程恐察に餘りあることで深く御推察申上ぐる次第であります。勿論吾佛教各宗派管長を始め當局に於ては御話を拜する迄もなく何れも佛祖宗祖の教旨を體して鎮護國家濟世利民の教化を以て自分等の天職と信じ從來と

でも出來得る限りの努力を致し居ることは茲に明確に閣下に答申するの光榮を有するのであります。況や國民思想の現状に憂悚措く能はず國民精神作興に關する詔書を下し給ひたる聖慮を拜し且つ輔弼對揚の首相閣下の御懇囑を承る以上將來一層の努力を以て各宗派一致協調以て教化の本分を盡くす考へであります。其點は閣下の御了承を願ひたいのであります。唯憂ふるところは各宗派の微力なる外は滔々たる物質的世界思潮の大勢に壓倒され内は維新以來半世紀の間或は廢佛毀釋と云ひ或は神佛分離と云ひ或は政教分離等の政策に伴ひ政治教育産業等國民生活の現實方面より積極的に迫害され消極的には疎外され四面楚歌の中に七萬の寺院の伽藍を經營し十萬の僧侶を教養して各派の教團を維持する苦心は實に容易ならざるものであります。各宗派當局としては局外者の窺ひ知らざる苦心の存するものがあるであります。

【自由の地位】吾等は勿論佛祖宗祖の教育信條に生くるものであります。敢て國家より特別の保護を得たいとは思いません。が一千三百年來の國民精神を陶冶精鍊せる佛教教化の國民的價値は正當に之を認めて國家は政治上より自由由其教化的活動を爲さしむる爲に適當なる地位を與へられんことを希望して止まないのであります。假令は基督教會は教會の設立廢止等總て絶對自由なるに拘らず佛教寺院は新寺建立は殆んど禁止的條件を以て強られ營繕修覆の微に至る迄の設立廢止等總て絶對自由なるに拘らず僧侶の身分に對し佛教僧侶には殆んど公權褫奪に等しき制限あるが如き或地方長官の許可を得るを要するが如き更に僧侶の身分に對し佛教僧侶には殆んど公權褫奪に等しき制限あるが如き或は寺院境内は國有境内は勿論公租を課する民有境内に至るまで一草一木も自由の經營を許さず或は寺院の所有にして寺院の存立には殆んど一身同體の關係ある墓地を明確なる手續なくして漫然市町村有として寺院の權限を制するが如き數へ來れば保護に換ゆる不當繁鎖なる干涉拘束を以てして然かも此が確乎たる宗教法の明文に依るに非ずして今尙太政官布告其他の斷片的省令に依り教團自治の自由活動を停頓せしむる事項甚だ渺からず莫くば首相閣下に於て主務官省をして急速なる調査を爲さしめ適當なる處理を與へられんことを希望して止まないのであります。本日は午後六時

會合もある様に承はり多くの時間が無いことでありますから首相の御訓示を拜承し併せて御懇篤なる御款待を謝する爲め一同を代表して簡単に所見を申し上げ御挨拶に換ゆる次第であります尙國民精神作興の實行運動等に就ては具體的御指示等の必要ある場合は各宗管長の間に組織せる佛教聯合會職員に御申聞け下されば各宗派協議の上必要の事項は案件を具して上申することに致したいと思ひます

兒童就學獎勵御下賜金に關する

文 部 省 の 訓 令 通 牒

文部省ではこの度攝政宮殿下から兒童就學獎勵のため御内帑金一百萬圓を御下賜されたので道府縣をして貧困のため就學の義務を果さすことが出来ない全國の兒童就學獎勵の資金として適切なる方策を講ぜしむることになつて一月廿九日官報をもつて左の如き訓令及びその方途を示す可き通牒をそれ〴〵北海道を始め各府縣にあて發した

文部省訓令第一號

皇太子殿下御慶事行はせらるゝに當り兒童就學獎勵の思召を以て特に内帑より金壹百萬圓を下賜せらるゝ旨内閣總理大臣に御沙汰あらせられたり、御旨深遠誠に感激の至に勝へず本大臣はこゝに至仁至慈なる聖意を奉體しつとめて斯事業の達成を期せんとす

御下賜金はこれを道府縣に配布して特別の資金たらしむ局に當る者須く適切の方策を講じこれが施設上遺憾なからんことを期せらるべし

大正十三年一月廿九日

文 部 大 臣

文部次官通牒

文部省訓令第一號に基き貧困の爲就學の義務を果すこと困難なる兒童の就學獎勵の資金として貴道（府縣）に對し金……圓を配付相成たるに付左記要項により夫々適當の措置相成様致度この段依命通牒す

大正十三年一月廿九日

文 部 次 官

各 地 方 長 官 宛

記

- 一、北海道及府縣は配布金を以て兒童就學獎勵資金と爲し特別會計を設置すること
- 二、本資金は道府縣の支出金、寄付等を以てこれが増加を計ること
- 三、北海道及府縣は毎年本資金より生ずる利子に道府縣の支出金寄付金を加へこれを適當の方法により市町村に交付すること

料、生活費の一部または全部を給與または支辨すること

- 四、市町村は前項の交付金市町村の支出金、寄付金等を以て貧困兒童の就學を獎勵する爲教科書、學用品、被服、食料、生活費の一部または全部を給與または支辨すること
- 五、市町村は前項金額の一部を貧困兒童就學獎勵のみを目的とする基礎強固なる公益團體に補助するを得ること
- 六、地方長官は前年度における本資金の歳入歳出の精算を毎年七月一日までに文部大臣に報告すること
- 七、本資金の管理方法に關しては地方長官これを定め文部大臣に報告すること
- 八、地方長官は本事業の實施上必要な規程を定め文部大臣の認可を受くること

内 務 省 の 訓 令 通 牒

社會事業基金と功勞者獎勵

内務省は社會事業基金下賜社會事業功勞者獎勵の件に關し一月二十九日也田社會局長官の名を以て左記通牒を各地方長官に發し尙別に同日の官報を以て別紙訓令を出した

△社會局長官通牒

今般皇太子殿下御結婚の禮を行はせらるゝに當り特に長くも聖上皇后兩陛下より社會事業御獎勵の思召を以て社會事業基金として金百萬圓を下賜せられたる社會事業に功勞ある者に對し金品を下し賜はり候に付ては本日内務省訓令第一號を以て訓令の次第も有之候處右御下賜金は不日これを以て財團法人を組織し私設社會事業を助成する事と可相成候また社會事業功勞者の御獎勵はこの恩典に浴したる者と否とを問はず等しく感激する所に可有之と存候就ては適當の方法を以て(傳達式を舉行せらるゝは勿論)大臣訓令の趣旨により益々社會事業の健全なる發達を圖りその實績を擧ぐるに努められ候様致度尙御慶事を記念する爲公私團體等において社會事業に關する企畫を爲すもの有之候はゞその計畫方法等御報告相成候様致度

△内務省訓令一號

今般皇太子殿下御結婚の禮を行はせらるゝに當り長くも聖上皇后兩陛下より特に社會事業獎勵の思召を以て社會事業基金として御内帑金百萬圓を下賜せられたる社會事業に功勞ある者に對しかたじけなくも恩命を下し賜ふ聖恩優渥まことに感激の至りに堪へずこの光榮ある恩典に浴したる者は勿論一般社會事業に關係ある者は一層奮勵その實績を擧るにつとめ職に地方行政の任にある者は深く聖旨を奉體して益々社會事業の健全なる發達を圖り以て鴻恩の萬一に奉答せむ事を期すべし

大正十三年一月二十九日

内 務 大 臣

叙 任

給五級俸 死亡 看守長 赤 林 市 郎(盛岡)

七級俸下賜依願本官ヲ免ス保健技師 庄山嘉代吉(三重)

姫路少年刑務所兼務ヲ命ス看守長 井上松太郎(姫路支所)

同上 同 多多羅 喜 平(同)

看守 松本時一郎(大阪)

任看守長給九級俸岩國少年刑務所勤務ヲ命ス

兼任司法書記官叙高等官六等行刑局勤務ヲ命ス

任檢事叙高等官三等三級俸下賜補福井地方裁判所檢事正

典獄 大月義平(二巢鴨)

看守 鈴木 木 環(函館)

任看守長月俸六〇圓給與盛岡刑務所勤務ヲ命ス

給七級俸依願免本官 司法屬 村 田 巖 彦

給七級俸依願免本官 司法屬 根本顯太郎

小菅刑務所勤務ヲ命ス 看守長 小 齋 房 吉(八日市)

看守 妙 圓 蘭 弘 吉(小倉)

任看守長給九級俸小菅刑務所勤務ヲ命ス

檢事 根本仙三郎

任典獄叙高等官二等二級俸下賜補長崎刑務所長

補巢鴨刑務所長 典獄 佐 藤 乙 二(名古屋)

補名古屋刑務所長兼名古屋少年刑務所長五級俸下賜

典獄 吉 田 律(熊本)

補松山刑務所長三級俸下賜

典獄 松 本 一 次(長崎)

補熊本刑務所長

陸軍二等軍醫 柴 田 才 藏

任保健技師九級俸下賜佐賀刑務所勤務ヲ命ス

行刑局雇 龍 野 道 圓

任司法屬給十一級俸行刑局勤務ヲ命ス

看守長 鍵 山 俊 治(横濱)

任司法屬給六級俸行刑局勤務ヲ命ス

司法屬 牟 田 初 太郎

任看守長給七級俸佐賀刑務所勤務ヲ命ス

横濱刑務所勤務ヲ命ス 看守長 中 濱 亥 三 郎(佐賀)

朝鮮總督府典獄 清 原 孝 太 郎

補開城少年刑務所長

補光州刑務所長 同 村 上 龜 雄

補釜山刑務所 朝鮮總督府典獄補 高 梨 勇 司

補清州刑務所長 同 不 動 廉 太 郎

叙 任

司法部
行刑局 第一八二號
大正十三年二月十三日
司法部 行刑局長

刑務所 長 宛
少年 刑務所 長 宛

本年勅令第十號第七條 ノ解釋ニ關スル件

本年勅令第十號第七條規定ノ趣旨ヲ誤解シ大正元年九月十三日ノ詔書ニ基キ大赦、特赦、減刑若ハ復権ヲ得又ハ大正三年或ハ大正四年ノ減刑ニ浴シタルモノ、再入者ニ限り減刑セラレサルモノト爲ス向有之様ニ候ヘトモ本年勅令第十號第七條ハ是等ニ付何等ノ限定ナク從テ大正元年九月十三日ノ詔書ニ基キ大赦、特赦、減刑又ハ復権ヲ得タル者及大正三年勅令第四百號、大正四年勅令第二百五號ニ依リ減刑

ニ浴シタル者ハ勿論尙明治三十年勅令第七號ノ一般減刑及朝鮮ノ土地ニ限り行ハレタル明治四十三年勅令策三百二十五號、大正九年勅令第二百號、臺灣ノ土地ニ限り行ハレタル明治三十年勅令第八號ニ依リ恩赦ニ浴シタル者並其ノ他ノ場合ニ於テ特別ノ事件又ハ人ニ對シ上奏ノ上特赦、減刑又ハ復権ヲ得タル者ノ再入者ニ付テモ亦其ノ適用アルモノニ有之候條萬一之ニ反スル取扱ヲ爲セル向有之候ハ、直ニ減刑ヲ取消相成候様致度爲念及通牒候

司法部 行刑局 第一九〇號
大正十三年二月十四日
司法部 行刑局長

刑務所 長 宛
少年 刑務所 長 宛

刑ノ執行停止調査ノ件

一月五日七月五日迄ニ各前半年間ニ於テ刑ノ執行ヲ停止セラレタル者ノ調査表ニ依リ提出相成候

何々 刑務所

心神喪失ノ狀態ニ在ルトキ	懲役受刑者	禁錮受刑者	拘留受刑者	計

刑ノ執行ニ因リ著シク健康ヲ害スルトキ又ハ生命ヲ保ツコト能ハサル虞アルトキ	七十歳以上ナルトキ	受胎後百五十日以上ナルトキ	分娩後六十日ヲ經過セサルトキ	刑ノ執行ニ因リ回復スヘカラサル不利益ヲ生スル虞アルトキ	祖父母又ハ父母七十歳以上又ハ癡篤疾ニシテ侍養ノ子孫ナキトキ	其ノ他重大ナル事由アルトキ	計

記載例

- 一、本表並第二及第三表トモ本支所出張所ニ於ケル數ヲ合算シテ掲上スルモノトス
- 二、心神喪失狀態ニ在ル爲刑ノ執行ヲ停止シタル者ニ付テハ第二表ニ再掲スルコト
- 三、其ノ他重大ナル事由ニ因リ刑ノ執行ヲ停止シタル者ニ付テハ第三表ニ其ノ事由ヲ各別ニ詳記スルコト

第二表 心神喪失者刑執行停止後保護處分調

留置日數	保護處分	監護義務者へ引渡ス	市町村長へ引渡ス	保護留置中	計
計					

記載例 留置日數ハ當該半年季ニ於ケル日數ニ止マラス保護留置日數ノ累計ヲ計上スルモノトス

第三表 其ノ他重大ナル事由ニ因リ刑執行停止調

一、何々事由	何名
一、何々事由	何名

司法大臣官房保護課第五四二號 大正十三年二月五日 司法大臣官房保護課長通牒

刑務所長宛

司法保護事業振作ニ關スル件通

攝政宮殿下御成婚ニ方リ皇室ノ表彰シタル司法保護事業功

續者十二名ノ中東京府・埼玉縣・及群馬縣在住ノ原胤昭外四名ニ對シテハ本月三日關係各廳官吏及保護團體代表者參列ノ上當省ニ於テ莊嚴ナル式典ヲ設ケ當省大臣親シク御下賜品ヲ傳達シ別紙ノ通訓示相成候處土地邊隔ノ爲メ當日參廳シ得サリシ拜戴者ハ勿論苟モ司法保護事業ニ關係アル官民ハ總ヘテ該訓示ノ趣意ヲ體得シ日々省慮シテ益々事業ヲ

振作シ斯業本來ノ目的ヲ達成スルコトニ勉メテ博大ナル獄百ニ酬ユル所アルト共ニ克ク國家ノ害ヲ交除シ刑政有終ノ成果ヲ斂ムルコトヲ期セラルル様政度部下及管下拜戴者並ニ保護團體ヘハ貴官ヨリ其ノ旨懇ニ示達相成度候

(司法大臣訓示は前號に掲載)

刑務所製品を司法保護團體に賣渡等の件

司法保護事業は刑事政策上最も必須ノ施設なるに拘はらず未だ一般世人ノ了解を得るに至らず従つて世ノ同情厚からざるため寄附多からず常に資金の窮乏に困しめられて居る當務者は資金を得ることに奔走し自然保護本來ノ活動意の如くならざる實狀に在ることは洵ニ遺憾に堪へない次第である殊に財界は遂次不況に傾き寄附金品の漸減するに反し事業の進捗、減刑令の發布及高齡受刑者の釋放に因る被保護者の激増等ありて經營費は益々膨脹するの一方である此間に處する當務者の辛勞は蓋し尋常ならず其苦心は他から窺ひ知るを得ないほどである外國に於ては罰金を斯業に充當する例も有るけれども今遽に我國に於て之に倣ふことは困難であり而も局面の打開は焦眉ノ急務と認めらるに付ては之れが對策を講じなければならぬ、そこで其の對策と

して保護團體をして刑務所に依頼せしむるの方法を建て即ち刑務所は其の歳入を減せざる程度に於て製品を管下保護團體に賣渡し又は採算上有益なる作業に付兩者の間に受買契約を締結して生産に従ひ保護團體は相當の手取料を得て之を坊間に販賣する事とせば保護團體の收入ノ激増することになり當に現下の窮乏を救済するに止まらず將來確定的資源を得るの結果當務者は安して専心保護本來ノ活動に從ふことを得實に好都合であらうと思料せらるるそこで保護課長は該企圖に付行刑局長の諒解を得て刑務所長に於ても此の趣意ヲ體し或は保護團體の販賣所開設に付便宜を與へ或は刑務所製品の購買者を之 誘ひされたい云々と各刑務所長に通牒されたと云ふ

會報

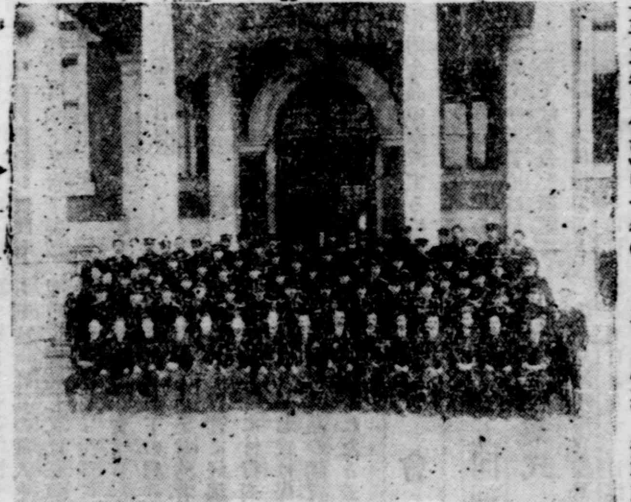
第十五回刑務官練習所

卒業式

第十五回刑務官練習所は去月七日を以て學科の授業を終はり九日より十二日迄三日間に筆記試験、十三日より十六日迄四日間に涉り口述試験を了りて十七日芽出度卒業式と

舉行した今回は全員七十五名(内女子三名を含む)中一名の落第者なく全員卒業證書を授與されたので一同喜悅満面に溢れてゐた。式は午前十一時より二階講堂に於て開かれ、先づ泉二所長より卒業證書授與後訓示あり。次に司法大臣祝詞(岩村秘書課長代讀)前所長山岡氏の來賓總代祝詞、島田幸治君の卒業生總代の答詞ありて正午終了した。式後來賓講師卒業生一同司法省玄関前にて記念撮影をなし、其れより一同に饗應して茲に芽出度第十五回練習所は閉鎖された。

試験科目、卒業生氏名、司法大臣、來賓總代、講師總代、卒業生答詞、來賓氏名は左の如し、
筆記試験 (答案作成一課目二時間)



(生 業 卒 所 習 練)

刑法總論(宮城) 十日(日) 刑事訴訟法概論(大原) 刑法總論(森山) 會計法(景山) 十二日(火) 假出獄制度(正木) 監獄法(松井) 同上 附作業(辻) 口述試験 十三日より十六日迄筆記試験科目に通じて松井、辻、正木の三試験委員によりて試験せられた卒業生氏名(刑務所順) 備考、△印を附するは看守長、附せざるは看守又は看守部長 氏 名 渡邊末太郎(小菅) 佐藤寅雄(市谷) 矢ヶ崎嘉十(豊多摩) 大塚文吉(巢鴨)

- 池田 登季(横濱)
- 小附瀧三郎(千葉)
- 黒崎 豊次(大田原)
- 菅野 淺造(前橋)
- 中野 五平(靜岡)
- 松田治郎七(京都)
- 足立六三郎(大阪)
- 島田 幸治(神戸)
- 宇野良太郎(滋賀)
- 伊藤 駒市(高松)
- 山下兼三郎(名古屋)
- 金山 石政(富山)
- 市場 榮(岡山)
- 乗松 宇平(松山)
- 松本 篤(三池)
- 田代 五郎(佐賀)
- 河上 定一(福岡)
- 桑野 團平(大分)
- 木宮 進(宮崎)
- 永谷 近(福島)
- 船山市太郎(山形)
- 岡田 峰吉(浦和)
- 菊地信之丞(水戸)
- 力丸三代藏(前橋)
- 齋藤 宇作(靜岡)
- 石坂袈裟治(長野)
- 横柳 遵海(京都)
- 西井 一夫(堺)
- 平岡太市郎(奈良)
- 森 虎楠(和歌山)
- 北村騎一郎(高知)
- 泉 久造(福井)
- 須磨 卓一(廣島)
- 岡安久米三(松江)
- 坂口喜曾市(長崎)
- 馬場 敬藏(三池)
- 西久保 清(佐賀)
- 妙圓國弘吉(小倉)
- 村川利三次(熊本)
- 鈴木 平記(宮城)
- 上野 富藏(福島)
- 中村 鶴松(盛岡)

- 大川勝太郎(秋田)
- 澤田林之助(青森)
- 教師吉原 きよ(八王子) 女監取締原まちの(栃木)
- 女監取締坂野 つゑ(米澤)
- △林 甚次郎(西大門)
- △木村 勝雄(平壤)
- △金 允 九(大邱)
- △石部 武一(釜山)
- △杉松 民造(公州)
- △岡崎 文作(臺中)
- △伊藤 定美(關東廳)
- 以上六十七名
- 雪田幸太郎(青森)
- 大森佐登美(札幌)
- △塚原豊二郎(京城)
- △韓 正 仁(清津)
- △朴 成 烈(新義州)
- △伊藤啓次郎(大邱)
- △山崎 虎八(木浦)
- △牟田萬次郎(臺北)
- △森本 武雄(臺南)

泉二所長訓示

閣下並練習生諸君、茲に第十五回刑務官練習生の卒業に際しまして閣下及諸君の御臨場を仰いで此式を舉行致しましたことは私の頗る欣幸とする所であります。私が本所所長に就任致しましてから始めての卒業式であります故に、此機会に於きまして簡單に閣下及諸君に對して先づ御挨拶を申し上げたいと思つます。 監獄改良運動の聲が有名なるジョン、ホワードに依つて

擧げられました。以来今日迄大凡一世紀半の年數を経て居るのであります。其間フイラデルヒヤに於てたしか一八一八年であつたかと思ひます、イースターン、ペンテンシアリ一の建築落致しまして以來、監獄の構造及設備其他種々の改善が著しく行はれて居ります。併し其努力は主として物質的の方面に注がれたやうな感じがされるのであります。此改良運動の目的を達しまする爲めには物素と心素と共に具はらなければならぬのであります。其心素は監獄を管理致しまする職員に適切なことに依つて樹立するものが出来る次第であります。此點に氣付きまして非常に此方面に力を注ぐやうになりましたのは歐米諸國でも新しいことでありませう。我邦に於きましては既に明治二十三年の頃に警察官練習所、司獄官練習所といふものが出来ましたが、議會開會後費用節約の爲めに其練習所を閉鎖し、漸く明治三十二年に至りまして内務省で警察監獄學校といふものを設けました。其後幾年もなくして監獄局が司法省に移管致しまして、又一面に於ては等しく經費節約問題もありました爲めに、明治三十七年には此警察監獄學校といふものも亦閉鎖されたのであります。其後明治四十二年に至りまして此協會、前名監獄協會の理事職員に於きましては、監獄職員の養成一日も緩うすべからざるものあること

を認めまして、前きの監獄局と協議の結果、司獄官練習所を更に設置するといふことに至りました。さうして丁度第一回の練習所開所式を行ひましたのは同年の四月十五日であります。先刻偶然當所の職員に何年位になるかといふことを聞いた結果、監獄協會雜誌を見ることになつたのであります。之に其開所式舉行順序が記載されて居ります。御参考の爲めに其前半文を讀んで見たいと思ひます。

「本月十五日開所式舉行の議定まるや總裁の許諾を經各地に通知すると共に司法省高等官大審院長檢事總長内務大臣内務次官以下各局長東京控訴院長檢事長及上京中の控訴院長檢事長、韓國大審院長法部次官以下の勅委任官其他朝野知名の士の臨席を請ひ當日午後一時式を擧げたり。式場は本會議堂を以て之に充て生徒の着席來賓及職員の着席終るや小山會長は練習所長として開會の挨拶を述べ清浦總裁より懇篤なる式辭あり云々」

(此時總裁が今日の清浦總理大臣でありましたを以て其式場では練習所の必要なる所以を力説されてあります) 丁度小山(温)監獄局長の時代に於て開所致しましたので、今日迄滿十五年に垂んとするので有ります。其間に本練習所は前所長の時代に名稱は刑務官練習所といふことに變つ

たのであります。が、依然として最初よりの目的を達すべく努力致しまして、漸次發展して來た次第であります。

斯の如くにして此十五年の間、多數の優秀なる刑務官吏を各地刑務所に供給することが出来ましたので、行刑事務の上に少なからぬ効果を擧げたこと、信じて居るものであります。殊に前山岡所長の時代には一層の御努力でありまして、高級刑務官練習所を施設せられまして、亦其結果の

尙ほ此機會に際しまして忘るべからざるものがあります。今日此卒業式を擧ぐることの出来まするのには、講師各位の御熱心の御盡力に依るといふ點であります。茲に私より深く御禮を申し上げます。尙ほ將來十分御盡力の程を御願ひ致します。

見るべきものもあります。茲に私は始めて此練習所長としての卒業式を行ふに際しまして、従前の司法省當局者及代々の練習所長諸君に對しまして深く感謝の意を表する次第であります。將來に於きましては更に一層職員の養成といふことに付て注意をしなければならぬと思ひます。嘗て警察官練習所といふものがありまして警察協會といふ私立協會で經營されて居りましたが、既に數年前より官立として警察講習所といふものになつて居りますが、彼と稍々歴史を同じうする所の刑務官練習所の如きも唯我私立の刑務協會に依つて經營されるといふに止まらずして、或は獨立したる一つの講習所として恰も警察講習所のやうな官設常置の組織にならなければならぬのかも知れないと思つて居ります。何卒將來に於きまして閣下及諸君の御後援御盡力を從來に倍して御願ひ致す次第であります。

次に卒業生諸君に一言御挨拶を致します。諸君が入所せられました以來三閱月、時日は敢て長しと致しませぬ。併ながら其間大震災後の交通の不便其他生活上種々の困難があります。又時恰も嚴寒の際でありました。是等の不便と艱難とに闘ひまして、一人も漏なく本日の式に臨んで首尾能く卒業證書を得られましたことは、私が衷心より諸君の爲めに喜ぶ所であります。又之を大にしては行刑事務の爲めに、否國家の爲めに祝賀に堪へない所でありませぬ。諸君は速に歸任して又職務に執掌せらるゝことでありませぬ。此練習所に於て習得せられたる立派な知識を職務上十分に應用して、遺憾なく其効果を發揮せらるゝことは、私から懇々注文しなくとも、皆さんの方寸に在ること、信じて居ります。私が特に御注意を乞ひたいことは別にあります。此大戦争以來今日稱種々の生活様式が従前とは違つて居ります。思想問題なども兎に角著しく變化して居るといふことは今更申すに及びませぬ。此事は單り一般社會に於て

之を見るのみならず、此影響は勿論刑務所内にも既に浸み込んで居るかも知れませぬ。斯ういふ社會から新に入所する者も澤山あるのでありますから、刑務所内も周囲の事情と全然異つた社會でないといふことを考へなければなりません。それに付きましては受刑者及刑事被告人に對して諸君の態度處置の如何といふことが著しき關係著しき影響を持つのであります。其大切な問題を解決する爲めに練習所に於ける學科の知識も必要ではありまするが、それよりも最も必要なことは受刑者、被告人に對する刑務官吏の態度といふ點であります。此點に付きまして最も注意しなければならぬのは、先づ刑務官が自ら已れを慎むといふ點であります。甚だ遺憾なることでありまするが、多數の刑務官吏の中には十分に其點に注意をしない所から、隨つて免職にならなければならぬ、或は進んで刑事問題を惹起されなければならぬといふことも時々あつたのであります。此點に付きまして更に各自が十分なる注意をしなければならぬのであります。人を取締るといふことに付ては取締を受くべき者に對して如何に規律を強要しましても、又改悛を促しましても此取締に従事する人自身が職務上及道義上の體面を汚すやうな、そして彼等から悔りを受けるやうな行動を執りましたならば、決して目的を達することは

出來ないのであります。刑務官吏としては常に人格の修養といふことに注意致しまして、立派な紳士としての體面を汚さないといふ事に十分なる注意を拂はなければならぬことであると思ひます。斯の如くにして始めて彼等に對して威嚴を保つことが出來ます。此威嚴を失つたならば到底治獄の事は目的を達することは出來ない。併ながら一面に於て威嚴を示すといふことは唯威張るといふ意味でないことは申す迄もありません。自分の品位を下げないといふことが威嚴を保つ所以であると思ひます。自ら慎むといふことが威嚴を保つのであります。而して自分を慎んで、自分の品位を墮さないといふ意味に於て威嚴を保持しつゝ、彼等に對しては何處迄も親切でなければならぬ、同情を以て向はなければならぬと思ひます。色々問題を起しますことは、刑務官吏が彼等に對する所の態度宜しきを得ないことに原因することが先づ多いのであります。總てがさうといふ譯には行きませぬが、原因を探ねて見れば多くそれに歸着するのであります。如何に建物を立派にして、如何に高い塀を繞しても、戒護を十分にすると云ひましても、それよりも大切なものは矢張り諸君の力に在る。横濱の刑務所の如く丸潰れになりましたけれども、人の力で矢張り立派に彼の秩序を維持して行ける、此人の力は又劍と銃の

力よりも、其人間の精神から出る力といふものが一番強いのであると私は信じて居ります。其精神上の力の中で最も大切なものは矢張り同情であります。其親切であります。併し乍ら同情と親切は法規と道義とに背反するものであつてはいけません。義を以て情を制することが必要でありませぬ。自ら慎んで威嚴を保ち、同時に彼等に對して正義に叶へる同情と親切とを以て臨むといふことが刑務官としての任務中最も大切なことであるといふことを此機會に於て特に申上げて置くのであります。

尙ほ附加へて一言致します、諸君は昨日迄多數の課目に付て試験を受けられました。餘程御難儀なことであつたらうと思ひます。成績に優劣の差がありまして、それに依て順序も附けて居りますけれども、此點に付て特に諸君に申上げて置きたいことは、優等な成績で卒業した人は心を緩めず、益々努力し研究もし、又實際の仕事に付て十分努力せられなければならぬことは言ふを俟たぬ、それから成績が少し下の方になつた人は、成績が悪かつたから是非はいかぬなどといふやうな自暴自棄をしては決していけません。此三ヶ月の間の一回の試験で諸君の値打が決まるものではありませぬ。或程度迄は此試験の成績が、影響しませうが寧ろ是から先き實地に於て諸君がどの位此學科を應用して

行刑の目的を事實上達成するの能力があるかといふことに依つて諸君の値打が決まるのであります。此練習所は學者を養成するものではありません。唯學科の成績で諸君の値打が決まつた譯ではありません。學科の成績が悪かつたからといつて自暴自棄の考を持たず、今度の學科の成績は悪かつたのを自分自らが歸任後の實際の努力一で補ふ覺悟を以て猛進することが必要であります。從來色々學校や其他の方面に種々な試験がある、さうして矢張り成績の順序もありませぬけれども、さて其人の實際の出世、又實際の其人の働きといふものは總て試験の成績の順序に依つて決められては居ないのであります。全然反對して居るといふものゝあることは諸君も御承知の通りであります。此意味に於て成績が良かつた人は益々努力し、又此試験の成績が餘り良くなかつた人は一層努力して、さうして共に俱に行刑の目的を貫徹する爲めに努力せられむことを希望する次第であります。

談聊が冗長に涉りまして、御退屈であつたらうと思ひまして恐縮に堪へませぬ、之を以て御挨拶と致します。

鈴木司法大臣祝詞

本日第十五回刑務官練習所卒業證書授與式を舉行する

に當り一言祝意を表するは衷心深く欣幸とする所なり

夫れ刑政は國家治安の要道にして刑以て其の姦を防ぎ政以て其の行を一にすとは古聖の訓言なり而して其の刑を行ひて良績を擧ぐると否とは一に繋りて其の人を得ると否とに在ること多言を須たざる所本練習所が優秀なる刑務官を全國より簡拔して鋭意其の教習に従事せる所以も亦此の意に外ならず而して今回の練習生に對しては大震災災後に於ける臨機の施設並に戒護等の實際を見學せしめ殊に女監取締又は女教師を入所せしめたるが如き從來嘗て試みざりし所に於て亦時運の進展に順應せる措置なるを見る

諸君今所長並に講師諸氏の熱誠なる提撕指導によりて切蹙琢磨の功を畢へ將に歸任して各其の修得せる所を實地に施さむとするは實に諸君の前途の爲に祝福すべきのみならず國家の爲め亦慶賀に堪へざる所なり意ふに最近の世態憂慮すべきもの尠ならず就中財界の動搖思潮の變化は生活の不安と民心の頹廢とを誘致し延きて國家行刑の上に大なる影響を與へたること否定すべからざる事實なり莫くは三たび思を此に致し諸君の任務の益重大なるに顧みて勵精事に當り行刑の本旨を誤らず以て國家治安の確保に努められむことを之を以て祝辭と爲す

山岡來賓總代祝辭

本日第十五回の刑務官練習所卒業式に際りまして、御招きを受けて此盛典に列することが出来まして、洵に光榮と致す所であります。所長より御挨拶のありましたるやうに今回諸君は總て優良の成績に於て卒業證書を受けられて、茲に本練習所を出て、實務に就かれるのであります。練習所の爲めに大に祝福せねばならぬことでありまして、練習所長に於て物の方面だけはいかぬ、心的方面即ち精神の方面に於て特に注意を措かなければならぬといふ御挨拶がありました。大臣閣下は事務の成績を擧ぐるには人を要すると仰せられました。洵に適切な御言葉であります。今日世の中が兎角安定を缺くといふことを人も申し、さういふ風にある様であります。是は即ち物質に偏重したる結果であります。諸君人類の生存は精神方面を閉却しては何の意味もないのであります。從來歐米の文化に心酔して、我文明を忘れて仕舞つたから、民族の精神生活といふものは失はれつゝあるのである。我々は和民族の精神生活を何處までも貫かねばならぬと思ふ。此事が最近まで閉却せられたが、此頃各方面に日本個々の文化を啓發すべしとの聲を聞きますことは遅しと雖も洵に結構なことと思ひま

す。諸君は前途多望の身を以て茲に卒業せられたのであります。何卒精神的な生活といふ意味を須臾も御忘れにならないことを希望します。即ち人間としての意義を十分に諒解せられて、公務上は勿論、諸君御自身の生活に於ても此意味に於て大に向上せられたいのであります。殊に諸君の御任務は澤山なる人に授けらる次第であります。同僚に於て其數多く、取扱ふ所の人は甚だ多い、昔に其數が多いわけではなく洵に千差萬別の心持を以て氣儘な生活をして居つた人等であります。此人を諸君が取扱ふ場合に於て、諸君の考ふる所が先方に徹底して、謂はゞ諸君の意の如くに此人達を働かすといふことになつたならば、諸君は以て其任務を全ふし得るものと言ふて宜いのであります。そこで諸君の職務は人間といふ意味を研究するに最も良き職務であります。若し諸君にして在所者を意の如く扱ふことが出来たならば諸君は、一つの人格者となれたのである、廣く社會の人に接しましても、矢張り立派な人として行けると思ふ。先刻所長に於ても諸君は威嚴と品位とを以て行かねばならぬとの御話がありました、眞に其通りであります。

諸君の勤務する所は人間を學ぶ上には洵に良き練習の設備であります。併しながら其處には社會に於きます一番低い階級の人が多いのでありますから、取扱は頗る困難な

る事柄であります。であります。諸君は一度此職に就かれた以上熱心に事に當られて、何處迄も職務の重且つ大なるを御考へになつて進まれしことを望みます。大凡人間は何れの方面へ志しましても必ず相當の年限働かなければ成果を得ませぬ諸君が、刑務の方面に御盡しになられることになりましたのも、世の中の縁であります。私が司法方面に奉職して今日に至つたことも是も或因縁であらうと思ふ。どうか諸君は此職に就かれた以上、飽まで御盡しになつて國家社會の爲めに貢獻されんことを望みます。而して諸君の前途爲す所頗る多い、新行刑局長は新しき知識の所有者であります。刑務部面の發展に付ては定めて色々な御考へのあることと思ひます。従前刑務所を監獄と申した時分に於ては、人を拘禁して置けば宜いといふたやうなことであつたのであります。至つて單純な事で、世間も亦之に向つて考慮を拂はなかつた。然るに今日は人間を社會の生活に適するやうにして行かねばならぬといふことになつて來たので、一面から申せば社會事業である。現今社會事業は畏れ多くも、陛下より御内帑金を下賜されて之を獎勵される狀況に在ります。でありますから行刑事業は今後倍々重要な事柄とならうと思ふ。今回澤山卒業生諸君が出て、刑務界に活躍せらるゝことは深き意義の存することと

あります。諸君の部面には澤山の人があります。諸君は大に奮勵努力せられて、重要な地位を履まるゝ丈けの覺悟を以て御進になられたのであります。

それから又此度は監取締の人が卒業せられ、是は始めてのことでありまして、刑務界に新しき光彩を添へる譯であります。即ち今後諸人が刑務の相當な地位に就くべき準備であります。此點に於て刑務官練習所の發展の爲めに一言を附加へて御祝ひと致して置きます。

以上所懐を披瀝致しましたが、之を要するに諸君は今日の卒業式を永く念頭に置かれて、格勳精勵刑務の爲めに御盡瘁あらむことを望みます。之を以て祝辭と致します。

大原講師總代祝詞

甚だ潯越でございますが、講師一同を代表致しまして卒業の御祝ひを申し上げます。

諸君は昨年全國多數の刑務官諸君の中から特に選ばれて本練習所に来られ、爾來熱心に御勉學の結果、本日目出度卒業式を擧げられますことになりましたのは、洵に諸君に取つて御滿悦のことゝ御喜びを申上げる次第であります。

す。特に我々講師の職を汚しまして、諸君と日常此處に相會し、甚だ乏しきながら指導の任に膺りました者に取りましては、諸君が今回何れも優良の成績を以て御卒業になりましたことは洵に欣快至極に御同慶に感ずる次第でございます。

刑務官の職責の極めて重大でありますことは諸君の既に良く御承知のことと思ひます。刑務の目的が或は應報に在ると致しましても、或は防衛に在ると致しましても、國家が刑罰を科する目的を眞に良く達しますると否とは、謂ふ迄もなく刑罰の執行が其の宜しきを得まするか否かに最も重大なる關係を持つて居るものと考へます。換言致しますれば、行刑といふことは國家刑罰權の運用に付きましては最も重大なる役目を演ずるものと思ふのであります。此の意味に於きまして刑務官の職責といふものが極めて重大であります事は申す迄もないところでございます。併し行刑の目的を眞に良く到達せしめ、刑罰の効果を擧げますことは極めて難中の難事でありまして、其職に在られまする刑務官諸君の熱心なる努力と、多大なる犠牲を要しますことは是れ亦疑ひのないことでございます。此重大なる職責を負はれます諸君の勞の極めて多大でありますことは、我々刑務官の職責に對し多少の關係縁故を持つて居

ります者に取りましては、洵に感謝に堪へぬ次第でございます。唯世間の人々は多くは外部的に極めて華やかな仕事に對しましては容易に眩惑され易いものでございまして、刑務官の職責の如き極めて内部的な、眞面目な、而して不斷の努力を要します仕事に對しては、往々にして注責を疎かにする者も無いではないかと思ひますが、世人が自己の職責に注意すると否とに拘はりませず、我々は自己の天職と信ずる所に對して、誠心誠意を以て、又不斷の努力を以て邁進すべきものと考へて居ります。御承知の如く刑務訴訟法は既に改正になつたのでありますし、行刑法規も亦逐く改正せられむとするやに聞いて居ります。行刑の事務も漸次改善せられ、發達せむとしつゝあるのでございます。此際此重大なる職務に當られます諸君の任務は更に一層の重きものと考へます、どうか諸君が今日迄御勉學になりましたことゝ、實地に經驗せられまじたる所とを本と致しまして、全國の刑務官諸君の模範となり、其の中樞となり、此重大なる刑務の職に對し熱心に盡瘁あらむことを偏に希望する次第であります。

諸君は刑務官として今日其登龍門に第一歩を入られたのであります。諸君の將來は極めて多幸なる希望が輝いて居ることは疑ひもないことと思ひます。將來共十分

に自重自愛せられて、先程所長、大臣、來賓の御言葉にもありました如く、十分に將來とも忘る所なく、我行刑の爲めに御盡瘁あらむことを切に希望する次第であります。一言卒業の御祝ひを申上ぐると同時に所感を述べて御挨拶に代へます。

卒業生總代答辭

神戸刑務所看守部長 島田幸治 君

茲に第十五回刑務官練習所卒業證書授與の式典を舉行せらるゝに當り閣下並に諸實の貴臨を辱ふす牛等の光榮何物か之に加へん願みれば昨年九月選はれて學窓の人となり爾來練習所長閣下並に講師諸實の懇切なる薫陶に浴し研鑽以て大に得る所あり又都市刑務所に於ける諸般の事務に關し各所長の指導を受け殊に震災直後の刑務に就き履習することを得たるは生等の光榮にして欣快とする所なるのみならず其蒙を啓きたるの頗る多きを覺ゆ

今や社會は大震災の餘瀾を受けて帝都復興の急なるの秋に當り物質界の變調思想界の惡化猶熾ます從て我行刑事業は益々繁雜多端ならんとし殊に時勢の進運に伴ふべく幾多の考覈改革の後になりたる刑事訴訟法は新に實施せらるゝあり行刑事業は其要求に副はんか爲彌々刷新を要するもの

百出せんとす此時に當り行刑事務の實績を擧げ有終の美を全からしむるは誠に刑務官其人の自覺に俟つ所極めて多し生等の責任重大なりと謂ふへし今や業を終へて任に就かんとす非才固より其の任に非すと雖も奮勵努力以て刑務官の本分を盡し一は以て閣下並諸賢の恩顧に報ひ一は以て行刑事業の一端に裨補せんことを誓ふ卒業生一同に代り微衷を述べ以て答辭とす

來賓、講師、主催者側の出席者左の如し、
小山檢事總長、山岡刑事局長、岩村秘書課長、森山控訴院檢事、景山會計檢査院書記官、正木檢事、垂水東京地方裁判所判事、佐々木文學士、武田教護師、里典獄補、扇谷與三氏、泉二所長、松井、辻、有馬、大野各理事

平沼前總裁樞密顧問官親任

本會前總裁にして、現在顧問たる前司法大臣なりし平沼親一郎博士は今回樞密顧問官に親任せられた。

山岡刑事局長に顧問囑託

本會は前の會長山岡萬之助氏に對して顧問を囑託した。

理事更迭

巢鴨刑務所長大月義平二氏は去月福井地方裁判所檢事正に轉任されたので、止むなく本會の理事を辭せられた。巢鴨在任中本會理事として會務の爲めに御盡瘁下された。謹んで感謝意を表する次第である。巢鴨刑務所長の後任には名古屋刑務所長たりし佐藤乙二氏赴任され、本會理事の職に就かれた。

基金應募者御芳名

前々號に本會基金寄附者の氏名を報道したが、その後高知、刑務所長の紹介に依り續々申込あり又新高所長以下職員の奔走によりて多數の寄附申込を受けた。其の芳名左の如し
一〇〇〇圓 高知下川 雀得君 三〇〇圓 高知水野 清時君
三〇〇圓 同 鍵富 三作君 三〇〇圓 新潟湯薄田幸一郎君
三〇〇圓 同 新湯高木 金七君 二五〇圓 同 中戸 典藏君
二五〇圓 同 渡邊 良平君 一五〇圓 同 川崎 正男君
一〇〇圓 同 片桐榮三郎君 一〇〇圓 同 佐藤平古次君
一〇〇圓 同 足立 八郎君 五圓 同 鏡淵九六郎君
五圓 同 久保田昌次郎君
以上の諸氏中下川雀得氏を名譽會員に、水野清時氏己下片桐榮三郎君迄八名を贊助會員に推薦した。

右の外岡山刑務所職員の斡旋によりて
五〇圓 金光 攝胤君 一九圓五〇錢 岡山濟世顧問團
より刑務所迄寄附を申込まれたる由にて同刑務所の情報に依れば、他にも多數の應募者を得る見込とのこと、こゝに掲げて感謝の意を表すと共に大方諸君の奮勵を希ふ次第である。

退職職員表彰慰藉

本年一、二の兩月間に退職の刑務職員にして、行刑事業に功勞ありし看守渡邊久郎氏外十九名に對し會則第八條第五號に依りて夫れ〇〇五圓以上十七圓を、又同條第四號によりて看守下田耕氏に對して十一圓を、又同條第三號に依りて雇籍方友治郎氏外二名に對して三十圓以上三十八圓を、此合計三百九十六圓を贈與した。此の外に看守廣

刑務協會

共濟金給與に關する件

共濟組合共濟金給與に關しては夫々規則及共濟金額決定標準並方法等參酌御決定相成居候とは存候へ共往々にして規定の標準額に促はれ參酌すべき事項を輕視する向有之候付ては今後給與の場合には各規則參酌事項等慎重に調査の上決定給與せられ候様御留意相成度此段申入候也
追て死亡者の遺族に給する死亡の際増給を行ひ其増給したる月俸額を基礎として算出する向有之候へ共右に死者の掛金額を基礎として算出し給與額を決定する儀に付過拂なき様御注意相成度候

教化用活動員 施行の刑務支 所範圍擴張

教化用活動員眞は從來本所並に大なる支所に限り施行して來たが今回更に施行範圍を左記支所に迄擴張することに三月五日行刑局長より支所所属の本所に通牒を發せられた。これに依つ

極めて少數の拘禁者を有する支所が残るのみである。
土浦、上田、飯田、宮津、豊岡、彦根、宇治山田、米子、

濱田、若松、平、鶴岡、大通、二見、岡、劍路
以上十五支所

「人」
賜天覽
賜台覽

去十一日司法省宮城保護課長は本會伊藤主事と共に宮内省に出頭、豫め同省の領解を得ていた本會發行教化雜誌「人」三月號(恩赦恩賜紀念號)を兩陛下並に攝政殿下へ献上の手續を了したが、同日附を以て牧野宮内大臣より御前へ差上げたる旨通牒に接した。之れはひとり本會にとりて非常な光榮であるばかりでなく廣く行刑事業界にとりても亦光榮なこととして感激に堪えないところである。

紀念號内容要目

- 國體の精華……………主 張
- 國家發展の基調……………清 浦 首 相
- 物質偏傾の理想を除け……………江 木 文 相
- 心の誠……………泉 二 博 士
- 有難き恩召を拜して……………宮 城 課 長
- 恩赦恩賜を拜戴して……………大 谷 課 長

災厄を逆襲するの意氣……………増 田 義 一
恩典を蒙りし人々の感激と喜び……………大 谷 尊 由
實實剛健の精神……………滋 澤 榮 一
人に仕ふるの道……………グ レ ヲ ム
晒のお后……………映 畫 見 た ま
平和の村……………映 畫 見 た ま
その他社會各般の記事寫眞版數々内容充實
定價壹部拾六錢

名譽會員和田豐治氏逝去

本會名譽會員にして本會事業の爲め多大の援助を受けてゐた實業界の重鎮たる貴族議員從五位勳三等和田豐治氏は本月四日長逝せられた。故に謹んで哀悼の意を表す。香川理事は八日執行せられた告別式に本會を代表して列せられた。

囑託員を増置す

本會は行刑事業の進歩改良を計る爲めに夫々斯界専門家に對し調査研究を囑託してゐるが、今回又元早稻田大學教授にして刑事科學に堪能なる井上忻治氏及び司法省衛生官芥川信氏に刑事事業の調査研究を囑託した。

刑務協會役員

總裁	司法大臣	鈴木喜三郎
副總裁	司法次官	林 頼三郎
兼會長	司法省行刑局長	泉 二 新 熊
兼理事	司法省保護課長	宮 城 長 五 郎
兼理事	司法書記官	松 井 和 義
同	司法書記官	辻 敬 助
同	小菅刑務所長	有 馬 四 郎 助
同	豐多摩刑務所長	寺 崎 勝 治
同	巢鴨刑務所長	佐 藤 乙 二
同	市谷刑務所長	大 野 數 枝
同	前奈良刑務所長	香 川 又 二 郎
常務理事	休職典獄補	伊 藤 忠 次 郎
主 事	前 典 獄	島 田 榮 造

價	六 冊(稅 共)	金 一 圓 二 十 錢
表	十二冊(稅 共)	金 二 圓 四 十 錢
廣	五號活字半段 一行	金 一 圓 一 十 錢
告	一 等 一 頁	金 五 十 錢
料	二 等 一 頁	金 四 十 錢
	普 通 一 頁	金 三 十 圓
注 文	●●御注文はすべて前金のこと 振込は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて 口座は東京二五〇五九番刑務協會とする 御注文の際は必ず送附先明記のことと從つて轉居 の際には新舊住所を御届下されたい	
規 定	明治二十七年三月二十六日第三種郵便物認可 大正十三年三月二十六日印刷 大正十三年三月二十六日發行	
發 行	編輯 東京市牛込區市ヶ谷富久町六〇番地 松 井 和 義	
印 刷	東京市四谷區左門町七十二番地 政 富 地	
印 刷	東京市神田區三崎町三丁目一番地 會 社 共 榮 會 社	
發 行	東京市麹町區西日比谷町一丁目 電 話 青 山 二 九 三 三 二 九 三 四 番	
發 行	東京市四谷區左門町七十一番地 電 話 青 山 二 九 三 三 二 九 三 四 番	

入學時期、入學手續

入學期ハ四月十一日、入學願書受付ハ三月一日ヨリ。詳細手續ハ郵券二封入本校ニ承合ノコト。

入學資格

師範學校中學校卒業者、專門學校入學者檢定試験ニ合格シタル者、專門學校入學指定學

特典

校ヲ卒業シタル者、甲種實業學校卒業者、小學校教員免許狀所有者ハ無試験ニテ入學許

可

入學志願者ハ證衡ノ上第二種生又ハ聽講生トシテ入學ヲ許ス。女子ノ

在學中

入學中入學延期ノ取扱ヲ受ケ成績優良者ハ文部省實業學校教員養成規程ニ依ル學資

補給生ニ推薦ス。

卒業者ハ履修學科ニ依リ修身科、教育科、國語科、漢文科ノ中等學校教員トシテ無試験檢

定ヲ受クル資格アリ。

東京市小石川區原町十七番地

東洋大學學生募集

電話 小石川四四四番 同 五八〇〇番

大學部(修業年限四箇年)

印度哲學 倫理學科

主トシテ倫理、英語、哲學、殊ニ印度哲學ヲ專攻セシム。

專門學部(修業年限三箇年)

支那哲學 東洋文學科

主トシテ倫理、教育、哲學、英語ヲ專攻セシム。主トシテ倫理、國語、漢文ヲ專攻セシム。主トシテ哲學、文學、外國語ヲ專攻セシム。卒業後社會事業ニ從事セントスルモノニ須

特設講座

佛敎研究者ノ爲メニ佛敎學科ノ外特ニ日蓮宗、親宗、龍宗等ノ講座ヲ設ケ、本講座講義者ニ對シテハ當院宗院本山ヨリ特